



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割(1)
Author(s)	李, 妍淑
Citation	北大法学論集, 65(2), 314 [1] -257[58]
Issue Date	2014-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/56652
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol65no2_1.pdf



中国のジェンダー法政策推進過程における 婦女聯合会の役割（１）

李 妍 淑

目 次

はじめに

- 1 問題意識および課題
- 2 先行研究の検討
- 3 本論文の構成
- 4 本論文の意義

第1章 婦女聯合会の全体像

- 1 組織の構成
 - （１）全国組織
 - （２）地方組織
 - （３）団体会員
- 2 組織の性格および法的位置付け
 - （１）組織の性格
 - （２）組織の法的位置付け
 - ① 憲法において
 - ② 社会团体登記管理条例において
 - ③ 女性権利利益保護法において
- 3 組織の担い手
 - （１）求められる幹部像
 - （２）人事制度
- 4 ナショナルセンターの基本状況
- 5 小括 （以上、本号）

第2章 女性の就業問題への取り組み

第3章 子ども問題をめぐる活動と家事サービス事業の展開

- 第4章 婚姻法の制定および改正における婦女聯合会の取り組み
第5章 婦女聯合会の役割——法政策にみられるジェンダー秩序
おわりに

はじめに

1 問題意識および課題

1921年に中国共産党が結党して以来、既に1世紀が経とうとしている。中華人民共和国は、その成立当初から憲法や婚姻法の中に男女平等に関する規定を盛り込み、女性の社会的地位を認めその保障に法的根拠を与えようとしてきた。これは、当時の資本主義社会の中で様々な差別に囲まれて生きる諸外国の女性たちにとって「垂涎的」であり、中国女性にとっても誇りであったといわれる¹。

男女平等に関する法的保障は、中国女性の社会的地位を一定レベルまで引き上げ、女性が封建的な家父長制支配から解放され²、真っ当な「社会の一員」になるきっかけを作った点において、まさに歴史上画期的な出来事であったといってよいだろう。また、中国がこれまで社会主義体制を採用してきたことから、「中国は男女平等の社会である」といった

¹ 中国女性史研究会編『中国女性の一〇〇年——史料にみる歩み』（青木書店、2004年）iii頁参照。

² ここでいう家父長制は、瀬地山角がフェミニズムにおける家父長制議論を踏まえた上で最大公約数として定義したものによっている。すなわち「性と世代に基づいて、権力が不均等に、そして役割が固定的に配分されるような規範と関係の総体」であり、「時代・地域に応じて異なった様相」を現わすものとして理解される（瀬地山角『東アジアの家父長制——ジェンダーの比較社会学』（勁草書房、1996年）45頁参照）。ちなみに、中国の家父長制について、白水紀子は、「性支配とジェンダーによる性別役割が強力に機能しているだけではなく、さらに西欧社会に比べて、世代による支配も大きな要素となっている」とし、その理由を社会の隅々に浸透している儒教的倫理規範に求めている（白水紀子『中国女性の20世紀——近現代家父長制研究』（明石書店、2001年）9～12頁参照）。

イメージが広く抱かれているかもしれない。そうしたイメージが共有されるに至った背景には、法的保障という規範的側面だけではなく、女性の社会進出が一般的なものとなっているという事實的側面、さらには毛沢東時代から繰り返し宣伝されてきた「天の半分を支える女性」[半边天]という言説があったと考えられる。だが、それにもかかわらず、なぜか中国社会における「男女平等」をめぐる言説には違和感を抱かざるを得ない。

ここで1つの統計資料を見てみよう。2011年に中華全国婦女聯合会と国家統計局により実施された、第3回中国女性社会地位調査によると³、就業時に性別による差別を受けたことがあると答えた女性は10%ほどであり、就職活動経験がある女子大学生のうち24.7%が男女で不平等な待遇を受けたことがあると答えている。また、収入面で見ると、都市部と農村部のいずれにおいても女性は低調な数値にとどまっており、それぞれ男性の67.3%と56%程度の収入しか得ていないことがわかる。公務員についても、決定権のあるポストに就いている者たちに占める男性の比率が80.5%と非常に高い数値を示しているのに対し、女性はその残りの割合にとどまっている。さらに、24.7%の女性が様々な形のDV被害を受けているとされる。

このように、ここで示される数字は、毛沢東が示した「天の半分を支える女性」という言説とは当然乖離しており、ひいては女性の生存空間が酷く侵害されている事態をも表わしている。また、こうした現象は、中国が改革開放・市場経済を導入するに伴って次第に表面化してきた問題群として、一貫して社会問題として取り上げられているものの、いまだに根本的な解決までには至らずにいることを表わしている。もっとも、女性をめぐる問題は、長年にわたって培われてきたものであり、しかも社会の隅々まで存続している家父長制が根強く残り、決して少なくない影響を及ぼしている以上は、これらが一朝一夕で解決しうる問題でないことは確かである。だが、当該問題を解決するには、婦女聯合会（以下、婦聯と記す）という組織が果たした役割を無視することはできない。日本のような意味での結社の自由が認められていない中国において、婦聯

³ 人民日報2011年10月22日付、3面。

とは全女性の権利利益を代弁する唯一の公認団体であり、女性問題への取り組みにあたっては必要不可欠な存在だからである。

既に知られているように、中国の男女平等政策は一貫して国家主導によって進められてきた。そして、そのプロセスの中で婦聯は非常に重要な役割を果たしている。政策の宣伝を1つ取り上げたとしても、婦聯は、ナショナルセンターである中華全国婦女聯合会（以下、全国婦聯と記す）を頂点に、行政区域ごとその下部組織が全国各地に設置されているため、党中央で決定された国家の政策を、隅々まで伝達し徹底させるよう指示することができる。つまり、婦聯の手によって全国の女性に限なく情報を周知させ、政策を順守させることができるわけである。このような巨大なネットワークを持つ婦聯だが、党の指導〔領導〕⁴の下で活動が制約されているように、党のイデオロギーが継承された強い政治的色彩を帯びている点については、注意しておく必要がある。したがって、この意味で、婦聯とは国際社会で言われているような NGO と性質を異にした団体である。

また、女性権利利益保護法（1992年4月3日採択、2005年8月28日部分改正）10条2項に規定されているように、女性の権利利益と関わる事柄に関する法律・法規・定款・公共政策を制定する際には、各クラスの婦聯の意見を取り入れなければならないとされ、法政策の制定プロセスにおける婦聯の参加が法的に保障されている。実際に、婦聯は、女性に対するあらゆる権利侵害に対して立ち向かうために、国家と女性との間を往還しながら積極的に活動を展開してきた。たとえば、国家法レベル

⁴ 指導とは、中国語の〔領導〕の訳語である。中国語の文脈における〔領導〕には、服従関係のような強いコントロール関係のニュアンスがあり、上からの指令や任務を無条件に受け入れ遂行するという意味で使われる（たとえば坂口一成『現代中国刑事裁判論』（北海道大学出版会、2009）5頁や高見澤磨『現代中国の紛争と法』（東京大学出版会、1998）8頁、また婦聯研究における指摘として金一虹「婦聯組織：挑戦と未来」『婦女研究論叢』2000年2期29頁参照）。日本では一般的に指導と訳されていることから、本論文でもそれに従って原則として指導と訳出する。なお、以下、本論文における〔 〕の中は中国語における表記を示すことにする。ただ、同様の表現が複数現れる場合、2個目以降は〔 〕を省略する場合がある。

での女性権利利益保護法の制定や改正、婚姻法の制定や改正、地方レベルにおける地方婦聯によるDV防止に関する地方性法規の制定など、法政策推進過程の実務に参加することによって、婦聯の考え方や見解というものは、少なからず法制定において組み込まれていると考えられる。そのため、現代中国のジェンダー法政策⁵を検討するにあたっては、婦聯に対する分析と検討が不可欠となる。

しかしながら、他方で、婦聯の法的、政治的特殊性ゆえに、国家との関係は複雑に入り組んでいることから、法政策の推進過程においても両者の複雑な関係からもたらされる影響も考えられる。一般女性と国家との板挟みに合いながらも両者の利益を考量しつつ、婦聯が法政策を推進していく姿も確認される。たとえば、幾度となく政府から提起されてきた「婦女回家」（女は家に帰れ）論争をめぐって、婦聯は女性の就業を確保するため政府を相手に一連の攻防活動を展開したことがある。すなわち、自立した社会の一員として国家の経済建設に参加するのか、出産を主たる契機とし余剰労働力を排除し家庭へ戻し、家事労働を行うような政策へと転換するのかといった攻防が政府との間で繰り返されたわけである。結果として、婦聯は女性を家庭へ帰すという政府の思惑を阻止することには成功したものの、婦聯が有している男女平等思想の限界から、女性を再生産領域へと位置づけ固定化してしまうことにもなった。このように、対国家および対女性の関係から交通整理を行ってきた姿に着目することで、婦聯という組織の全体像はより明確になることが期待される。

そこで本論文では、以上の問題背景から、次の3点を明らかにすることを目的とする。すなわち、① 中国のジェンダー法政策の推進過程において不可欠な地位を占める婦女聯合会（以下、婦聯と記す）に着目し、

⁵ 三成美保によれば、ジェンダーとは、「あらゆる『性差』の総合的概念」であり、それは「文化的社会的に規定される」と広く理解されるとした上で、「可視的身体的性差」に関わる「セックス」、「性役割」や「性別本性」に関わる狭義のジェンダー、「人間の性行動に関する意識と規範の集合体」としての「セクシュアリティ」という3つの要素から構成されるとする（三成美保『ジェンダーの法史学——近代ドイツの家族とセクシュアリティ』（勁草書房、2005年）17頁参照）。

そこで婦聯が果たした役割を示すこと、② 党と国家が取り組んできた男女平等政策を分析し、「中国社会は男女平等である」という理解の是非について検討すること、③ 中国の法政策におけるジェンダー秩序の特徴を明らかにすることである⁶。

2 先行研究の検討

本論文の先行研究としては、婦聯の役割に関して検討されるものと法政策から垣間見ることができるジェンダー秩序に関して検討されたものがある。

婦聯に関する研究としては、以下2点の日本語文献と4点の中国語文献を挙げることができる。

まず、尹鳳仙「仕事と家庭の両立を模索する女性たち——50年代から60年代までの『中国婦女』誌を中心に」ジェンダー研究12号（2009年）107～122頁がある。尹は、50年代から60年代にかけて中国婦女誌（全国婦聯の機関誌）で展開された仕事と家庭の両立に関する論争に対し、婦聯が行ってきた対応を分析したうえで、仕事と家庭の両立に苦しむ声に十分に応えられなかった婦聯という組織の限界を示し、さらにその限界が婦聯の弱い主体性に由来すると説いている。しかし、ここには、なぜそのような脆弱性が生じるのか、何をもって「主体性」と呼ぶのか（すなわち誰かにより付与されるものなのか、それとも自ら獲得できるものなのか）、といった問題がある。また、この「主体性」というタームは婦聯の限界を示すツールとしてどこまで有効なのか、そしてそういった婦聯の限界を最終的に決定するメカニズムはどういったものなのかは不明であり、そもそも中国の政治構造に問題はなかったのか、といった疑問もある。

⁶ ここで言うジェンダー秩序とは、「特定社会のジェンダーに関する社会秩序の総体を意味するのであり、ジェンダーに関する諸規範の総体と序列化、ジェンダー規範に基づく社会成員の行動様式や心性の決定を含む」ものとする。三成美保編『ジェンダーの比較法史学——近代法秩序の再検討』（大阪大学出版会、2006年）11頁参照。

大橋史恵『現代中国の移住家事労働者——農村－都市関係と再生産労働のジェンダー・ポリティクス』（御茶の水書房、2011年）の第3章⁷と第4章では、婦聯の活動がコンパクトにまとめられている。ここでは、党や政府との強い結びつきの下で、そして大衆組織の名の下で、国内外のさまざまな組織や機構との連携を実現している点を踏まえた上で、婦聯が極めて柔軟なものとして捉えられている。その上で、婦聯が農村の女性労働力を家政サービスの紹介業務にいかに関与するようになったかについての説明が付される。もともと都市部のレイオフ等の女性失業者のための再就職を促すための方策として考えられた家政サービス業が、次第に農村部女性の都市部での就職口となり、多種多様な職業訓練によって農村部女性の「資質」が高められ、都市部に合った能力を身に付ける必要に迫られたわけである。このような一連の流れについて、大橋は、それは農村開発を目的とした開発援助というより、都市部の「ジェンダー・ニーズ」（再生産労働の需要）を満たすためのものであったとし、農村－都市間に存在するポリティクスを指摘する。

大橋によると、このプロセスにおいては、女性労働力の地域間移動を可能にするジェンダー体制の変化があったとされる。つまり、共稼ぎ、子の扶養・教育、高齢者の増加などによる都市部の家庭負担が農村部女性の家政サービス員としての移動を促したというのである。こういった家族内部の変化が女性の労働（とりわけ家政サービス）に大きな変化をもたらしたことは確かであろう。ただ、このような理解によっては、婦聯が家政サービス業に従事する農村部女性を再生産領域へと固定化させてしまうことに対して期せずして一役買ったことを説明できない。むしろ、そこには婦聯組織自体が抱えている限界があったというべきではないだろうか。

⁷ この部分の内容は、大橋史恵「1980年代中国フェミニズムの転換——『児童工作』の展開に見る二重役割の構造化」近きに在りて58号（2010年）71～81頁および同「市場経済化前夜の中国における『貯水池』としての女性——80年代婦女聯の活動に見るジェンダー体制の再編」ジェンダー研究13号（2010年）15～28頁に載せた2つの論文をまとめたものである。そのため、ここでは大橋著書のみを先行研究として取り上げることにしたい。

婦聯には女性を組織する団体としての限界があった。就職しえない者を女性として保護すると同時に、これを社会の不安定要素の1つとみなす党や政府の下でそうした不安定要素を除去しようと努めることもまた、婦聯としては正当で重要な任務であった。すなわち、就職しえない農村部の女性を都市部において家政サービスへと就かせることで就職難を女性のために解決すると同時に、長く家政サービスをさせ固定化することで女性たちが社会の不安定要素化しないようにも務めたわけである。

したがって、こうした見方を見過ごしてしまうという点で大橋の婦聯に対する理解は表面的であり、それによって中国社会のジェンダー問題を捉え損ねてしまう可能性が残る。本論文では、婦聯の法的性格に注意し、その特徴については組織内在的に捉えることを前提とする。そうすることで、これまで婦聯が推進してきたジェンダー法政策を検討し、そこで織りなされるジェンダー秩序を明らかにし、そういったジェンダー秩序の形成に婦聯がどのような役割を果たしたかについての解明を試みることにしたい。もっとも、大橋の研究が、家政サービス従業者に対する取り組みに限定したものであるとはいえ、婦聯の活動を詳細に描き出した文献であり、婦聯の本質を理解するにあたって重要なものであることに変わりはない。

次に、中国での婦聯に関する研究を検討する。近年では婦聯に関する論文が数多く発表されているが、ここでは以下の4点について簡単に触れてみたい⁸。耿化敏は、文革期における婦聯の状況について歴史的な記述を進めており⁹、馬焱は組織の規約に対する分析から婦聯と党の関係について論じている¹⁰。両者とも賢明な党の指導なくしては、婦聯の存在もなかったとして党による指導を正当化するために書かれたものであつ

⁸ その理由は、これら4つの成果は、それぞれ婦聯という組織の共産党との関係、性質、法政策推進過程に対する描写を通じて、婦聯が今現在抱えている問題点をそれぞれ歴史学、政治学の立場から論じられているからである。

⁹ 耿化敏「文革時期婦聯組織演变的歴史考察」当代中国史研究2006年5期76～84頁。

¹⁰ 馬焱「婦聯組織職能定位及其功能的演變軌跡」婦女研究論叢2009年5期38～47頁。

た点で共通する。また、金一虹¹¹は、市場経済の発展において、党の指導下に置かれていることから生じる婦聯組織の限界を明らかにし、女性の利益を代弁するためには構造的な問題解決が必要であるとの指摘を行っている。その意味で金論文は啓発的であり、中国でもっとも早い段階で婦聯の組織的問題を指摘したものとして、既に多くの研究者たちによって参照されるところとなっている。

もう1つ挙げられる文献としては、徐家良『制度、影響力与博弈——全国婦聯与公共政策制定』（中国社会科学出版社、2003年）¹²がある。同書は、政策決定のプロセスにおける全国婦聯の役割について論じたものである。そこでは、公共政策の制定プロセスにおいて各種の政治勢力および関連する利益団体が自らの訴求（政策決定）を実現させるために、それぞれの局面で如何なるゲーム理論が展開され、その展開次第に応じては異なる結果をもたらし得るということ、こうしたプロセスにおいて現れてくる中国の協議型民主制度の特徴を、政治学的観点から説いている。徐は、そこで見られる特徴を論証するために全国婦聯を具体例として取り上げており、女性全体の権利利益を代表する利益団体としての全国婦聯が女性と関連する公共政策を制定するにあたって、その政治的地位に由来する影響力（政治的、人的資源を含む）を戦略的に駆使し、多方面（政治、経済、文化、学界など）にわたる交流・交渉を経て、最終的に目標達成へと導くプロセスを詳細に描いている。

同書では、全国婦聯の政策提言が最終的に達成されなくても、それが少なくとも政治的場面にまで持ち込むことによって交渉・交流できたということは、あくまでも全国婦聯の特殊な政治的地位に由来する、といった指摘が随所で見られる。また、政策決定プロセスにおける全国婦聯の戦略的活動が詳細に論じられている部分についても、示唆に富む内容が多く含まれている。しかし、こうした全国婦聯の特殊な政治的地位はなぜ与えられることになったのか、そこに正当性はあるのかについての言及はなされていない。したがって、全国婦聯を一政治的主体、すなわち女性を代表する利益団体として捉え、政策決定のプロセスにおける各政

¹¹ 金一虹・前掲注4）28～33頁。

¹² 本書は、北京大学に提出された博士論文をまとめたものである。

治的主体との微妙な力学関係を巧みに捌きかつ勝利へもっていこうとする政治的交渉能力のみを強調する点で、本論文とは問題関心を異にする。

最後に、法政策におけるジェンダー視点の分析を行ったものとして、何燕俠による研究が挙げられる¹³。同書は、女性に対する特別保護という問題について、現行中国法に盛り込まれている現状を概観し、そこに性別役割分業という家父長制的要素がいまだに機能していると指摘する。しかし、なぜそのような家父長的要素が依然として保持されることになったのか、そこには法制度的な要素や原因は無かったのか、立法者や立法背景がどのように影響しているのか、といったことについての分析がなされているわけではない。

このように、これまでの先行研究においては、主に歴史学、社会学、政治学、法学などの観点から多方面にわたって研究が行われている。そのため、検討すべき研究成果は決して少なくない。いずれもそれぞれの分野において婦聯の特徴、または婦聯が抱える問題性について検討されており、中国社会や法政策の現状を理解し把握するのに役に立っており、その意味では大変有意義な分析が行われているように思われる。しかし、そうであるとすれば、本論文の射程としては、婦聯の政治的、法的正当性のみならず、正統性といった次元も視野に収めたうえで、婦聯がジェンダー秩序の形成にどのような影響を与えたのかについても考察することにした。

3 本論文の構成

本論文の構成と内容は、以下の通りである。

1章では、婦聯の規約および関連法規定の検討を通じて婦聯という組織を概観し、そこから得られた特徴から、婦聯とはいかなる性格を有する組織であるのかを分析する。婦聯は、女性たちの権利利益を代弁する組織として、唯一の公認団体という地位を占めている。そして女性たちの権利利益保護のために、婦聯は国家と女性の間を往復しながら積極的

¹³ 何燕俠『現代中国の法とジェンダー——女性の特別保護を問う』（尚学社、2005年）。

に活動してきたといえるものの、その性格は党の指導下に置かれることが前提になっているため強い政治的色彩を帯びるに至った。このことは、実際に、婦聯の運営資金がすべて中央や各地方政府の財政から賄われ、その職員はみなし公務員の扱いを受けていることから理解されるところである。また、その規模と影響力についてみると、婦聯組織が行政区域ごとに設置されていることもあって、社会的に「婦聯文化」を形成しており、女性幹部を養成する基地としても知られ、女性の政治参加の促進に大きく関与している。

2章では、女性の就業問題を対象として、党や国家はジェンダー法政策としてどのような方策を考え、それに対して婦聯がどのように関与してきたのかを明らかにする。婦聯は、長い間、女性が就業し自立することを「男女平等の実現」を測る唯一の指標としてきた。そのため、婦聯は女性の自立支援に向けた知識習得、職業訓練、職業斡旋、創業資金の調達など、様々な活動を展開する。いずれも労働市場における女性の競争力を高めるためのものであり、その相手としては常に男性が想定されていた。そこで注目されるのは、「婦女回家」である。先述したとおり「婦女回家」をめぐる論争では、女性たちの権利利益を可能な限り保障しようと志向する婦聯と、国家の建設と発展にどのように寄与するかという点から男性と同様に女性を取り扱おうとする、その意味ではまさに男女平等を推進しているかのような装いさえ見せる党とのせめぎ合いのプロセスが確認される。

3章では、女性問題を主たる業務対象とする婦聯にとって、もう一つの重要な仕事である、子どもと育児をめぐる活動とその展開プロセスが明らかにされる。従来婦聯は、女性が男性と対等に自立できることを目指し、そのための経済的基盤を確立するためにも家事労働へと専念するのではなく、生産労働への参加を通じて社会進出を促すよう活動してきた。だが、出産と育児を終えた女性たちが、再び以前と同じ条件で就業するには、公共的な家政サービスの充実が不可欠である。その意味で、婦聯は女性の就業問題に加えて、こうした子どもをめぐる福祉政策に関する活動展開についても相当の労力を費やしてきた。ここでは、党と国家が推進しようとする「子ども政策」と女性の権利利益の実質的保障と充実を求めて対抗する婦聯との往還過程が明らかにされる。

4章では、中国で建国後もっとも早い段階で制定された婚姻法に着目し、その改正過程を検討することによって婦聯がどのような形で女性たちの権利利益の保護を主張してきたか、そしてその結果としてどのようなジェンダー秩序が法の中で形成されたかを明らかにする。婚姻法は1950年に制定され、1980年、2001年に改正されているが、そのいずれにおいても婦聯は深く関わっており、内容面でも国家の政策を堂々と盛り込むなど、日本の家族法とは異質な特徴が確認される。また、特定の時代背景の下で生まれた3つの婚姻法には、その時代ごとに国家が抱えている問題が盛り込まれ、女性の権利利益より国家の利益が優先されることも少なくない。そこでの女性とは、国家という枠組みの中で、その特性ゆえに特別保護の対象とされ次第に制度に取り込まれ、そのまま固定化されていく存在であるにすぎない。本章では、婚姻法制定過程における婦聯の役割に注目することで、中国の法体系にみられるジェンダー秩序の様相を検討する。

5章では、これまでの男女平等に関する国家や婦聯の言説を整理・検討する。その上で、中国における男女平等を目指す取り組みは、いわゆる国際社会でのジェンダー平等と比べてどのような点で異なるのか、そしていかなる理由によって異なっていると考えられるのかを明らかにする。結論として中国における男女平等は、党の支配原理やイデオロギーと内在的に関連しているものであることが示される。

4 本論文の意義

以上の先行研究および課題の検討を踏まえると、本論文は以下の点において重要な意義を有すると思われる。

① 本論文は、まず婦聯という組織の全体像に迫る。それは、婦聯の政治的・法的特殊性を明らかにした上で、党や政府および一般女性との関係に現れる婦聯の葛藤を描き出し、それが婦聯の推進する法政策に有形無形な影響を及ぼしていることをトータルに把握しようとする試みである。すなわち、日本とは異質な政治的・法的空間において婦聯という団体の果たす役割が探求される。

② 党の指導下にある婦聯が、ジェンダー法政策推進過程においてど

のように参与したのか。党の指導を受ける婦聯は、党のジェンダー観を無自覚的にせよ察知し、それを汲み取った上で法政策へと反映させようとするのではないだろうか。あるいは、逆に党のジェンダー観が、婦聯をも巻き込む形で政策形成過程において反映されることになるのではないだろうか。そうであるとすれば、党によるジェンダー秩序の形成に婦聯も一役買っていることになる。本論文では、法制度の側面、推進主体、推進過程に焦点をあてることによって、中国におけるジェンダー秩序の特徴が描き出される¹⁴。

③ そして最後に、婦聯という組織の性質ゆえに限界があるものの、本論文では中国における市民社会論の展開を考察する際に、重要な参考材料を提供することができるのではないかと考えている。そもそも、中国において市民社会など存在するのかといった問題提起もあり得るが、現在では、たとえば李妍焱『中国の市民社会——動き出す草の根 NGO』（岩波新書、2012年）のような、こうした見方に対する有力な反証研究も現われていることに注意する必要があるだろう。

第1章 婦女聯合会の全体像

1949年3月24日、北平¹⁵中南海懷仁堂で中国婦女第一回全国代表大会が開かれた。当時はまだ国共内戦が終結していたわけではなかったが、本大会の会期は11日間にも及んだ。共産党が実効支配していた解放区をはじめ、国民党統治地域や海外各地から474名の代表と265名の傍聴者が集まり、盛況のうちに幕を閉じた。そして本大会で採択されたのが、「中国婦女運動における目下の任務の決議」（以下「決議」と記す）と「中華全国民主婦女聯合会規約」である。

¹⁴ なお、三成は、ジェンダー秩序に関する研究には以下の点において意義があるとする。具体的には、新領域とも言うべきであるジェンダー規範への探求は潜在的に様々な問題発見に繋がること、ジェンダー研究は排他的な研究手法ではないためその成果は既存研究に対する発展および補完になること、研究領域に新たな地平を提供することにより既存研究の発想や枠組みを再検討するきっかけを作ることである。三成美保・前掲注5）32～33頁参照。

¹⁵ 現在の北京市を指す。

本大会の意義は、まずもって中国の女性史上初の全国規模での会議であった点に求めることができるだろう。というのは、本大会の目的が、女性運動の革命勝利へ向けての方針および任務を明確にし、全国女性運動の指導機関としての女性組織を結成し、全国女性を団結させ、さらなる新段階へ女性運動を推進させる点にあった、とされているからである¹⁶。

「決議」の具体的な内容は、第一に全国女性の解放のために中華人民共和国を建国すること、第二に女性に対して生産労働への参加を呼びかけ人民解放戦争を支援すること、とりわけ都市部における女性の生産労働への参加を重点的に促進すること、そして、第三に知識人層の女性を通じて都市部と農村部の交流を通じて経済的・文化的発展を図ること、である。また、その他にも民主運動に参加し女性の政治的・社会的地位を確立することや、中華全国民主婦女聯合会を設立することなどの内容が盛り込まれている¹⁷。つまり、中国における中華全国民主婦女聯合会は、この「決議」にしたがって4月3日に全国組織として正式に設立されたことになる。

中華全国民主婦女聯合会は、全国女性運動の指導機関として女性を組織し各種の生産事業に参加させ、女性解放を実現するために活動を展開してきた組織である。ただ、その後1957年9月に行われた中国婦女第三回全国代表大会において、この中華全国民主婦女聯合会は中華人民共和国婦女聯合会へと改称された。また、1978年9月の中国婦女第四回全国代表大会においては二度目の名称変更が行われ、最終的には中華全国婦

¹⁶ 以上の内容については、中華全国婦女連合会編著（中国女性史研究会編訳）『中国女性運動史1919－49』（論創社、1995年）494～502頁を参照されたい。

¹⁷ 中華全国民主婦女聯合会宣伝教育部編『中国婦女運動的重要文件』（人民出版社、1953年）13～16頁参照。また、本決議は、1949年3月に行われた中国共産党第七期中央委員会第二回全体会議と深く関係していると言われている。というのも、この全体会議では、「中国革命の重点が農村から都市へ移ったので、全党は都市を管理し建設することを学ぶ努力をしなければならない」ということについて、当時の女性運動の方針を制定するにあたって重要な指導思想となったからである（中華全国婦女連合会編著（中国女性史研究会編訳）・前掲注498頁参照）。

女聯合会という名称へと落ち着き現在へと至っている。したがって、現在の中華全国婦女聯合会（以下、全国婦聯と記す）とは、この中華全国民主婦女聯合会をその起源としている。

ところで、このような成立過程をもつ婦聯であるが、組織面から見た場合、政治的・社会的地位の獲得という点で安定的かつ持続的發展を全国的規模で遂げてきたといつてよい。また、中華人民共和国政府が進める男女平等政策や、女性や子どもの利益に関わる事業を推進するにあたっては、婦聯がその全国ネットワークを通じて重要な役割をしてきたことも周知の通りである。

しかし、この婦聯がいったいどのような性格の組織であり、どのような担い手によって、どのような具体的な活動が行われてきたのか、この点が必ずしも明らかにされているというわけではない。また、当の婦聯組織の内部においてどのような人事配置や財政状況になっているのかという点が明らかにされているわけでもない。そこで本章では、このような婦聯の実態、活動、人事、財政状況等を法的な視点も入れながら検討してみることにする。例えば、中華全国婦女聯合会規約、政令、法律等の視点から探ってみることで、婦聯という組織の全体像を把握してみることにしたい。

なお、婦女聯合会の訳語について、日本では「婦女連合会」や「婦女連」というように、聯を「連」と置き換え用いる場合が多い¹⁸。ただ、近年では聯をそのままの形で用い「婦女聯」とする文献も見受けられるようになってきている¹⁹。そこでこの点につき本論文では、中国におけるもっとも一般的な呼称である婦女聯合会、婦聯の表記をそのまま用いることにする。また、特定行政区域の婦聯については、たとえば、「〇〇市婦聯」のように、前に地名を冠して表記することにしたい。

¹⁸ たとえば、(編著者不明)「前進さらに前進する新中国の婦人——中華全国民主婦女連合会副主席鄧穎超の報告」中国資料月報57号(1952年)17～21頁、徐光「婦人解放運動について」アジア経済旬報998号(1976年)14～20頁、中国女性史研究会編『論集中国女性史』(吉川弘文館、1999年)、同編『中国女性の一〇〇年——史料にみる歩み』(青木書店、2004年)を参照されたい。

¹⁹ たとえば、大橋史恵『現代中国の移住家事労働者——農村－都市関係と再生産労働のジェンダー・ポリティクス』(御茶の水書房、2011年)がある。

1 組織の構成

中華全国婦女聯合会規約（以下、「規約」と記す）によると²⁰、婦聯はナショナルセンターと行政区画²¹により区分される地方組織・基層組織の他に、団体会員から構成される。そこで、これらの組織の構成や与えられた職権、組織の指導機関である婦女代表大会の招集等について、以下、「規約」に基づき確認することにした。

（1）全国組織

全国婦聯は、婦聯組織のナショナルセンターである。婦聯組織のすべての活動はここで企画され、下級組織において具体的に実施される仕組みとなっている。

最高指導機関とされる全国婦女代表大会（以下、「全国大会」と記す）は、その執行委員会により5年に1回招集され、そこでは全国から集まってきた代表により、①女性運動方針、任務、重大事項を討論・決定し、②過去5年間における活動を報告し、③「規約」を見直し、④執行委員会メンバーを選出する（15条）。全国大会閉会中は、執行委員会において重大事項や人事問題等の調整・処理が行われるが、執行委員会のメン

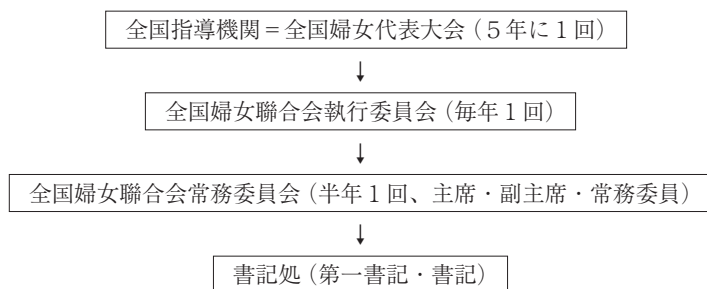
²⁰ 本「規約」は、2013年10月28～31日に北京で開催された中国婦女第11回全国代表大会において一部修正されたものである。「規約」は基本的に5年に1度のペースで修正が行われている。

²¹ 2004年に改正された現行の82年憲法30条の規定によると、中国では行政区画が3つのクラスに分けられている。まず、全国を省（22カ所）、自治区（内モンゴル、新疆ウイグル、広西チワン族、寧夏回族、チベットの5カ所）、直轄市（北京、上海、天津、重慶の4カ所）に分割する。次に、省・自治区は自治州・県・自治県・市に、県・自治県は郷・民族郷・鎮に分かれている。また、直轄市や比較的規模の大きな市には区・県、自治州には県・自治県・市が設置されている。ここでいう自治区・自治州・自治県・民族郷とは、民族自治地方のことを指す。そして、郷クラスには基層政権としての基層人民政府が置かれるが、その総数は全国で4万500カ所に上る。また、近年では省クラスと県クラスの間に地区クラス（自治州と同クラス）の市が設置され、行政区画が1つ増えている。木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門（第6版）』（有斐閣、2012年）78～79頁〔鈴木賢〕参照。

バーはそれぞれ地方婦聯、学界、財界等の様々な領域の出身者から構成されているので、その全体会議は年に1回のペースで行うとされる(16条)。

しかし、これでは十分な活動が見込めないので、常設機関として常務委員会が設けられ、半年に1回会議を開き、活動における重要事項を討論・決定し、かつ定期的に執行委員会に活動の報告を行う(18条)。執行委員会は、その全体会議を通じて主席(1名)、専任・兼任副主席(若干名)、常務委員(若干名)を選出し常務委員会を構成する(17条)。また、常務委員会の下に設ける書記処は、第一書記と書記(若干名)により構成され、日常業務にあたる(18条)ようにしている。

図表 1－1 全国婦女聯合会権力組織図



(2) 地方組織

地方組織については、「婦女聯合会は国の行政区画に基づき各地方において各クラスの地方組織を設置する」(19条)とされ、全国組織としての全国婦聯を頂点に、省(直轄市・自治区)、区を置く市・自治州、県・自治県・区を置かない市・市轄区の各行政クラスに婦聯を設置している。各クラスの婦聯の指導機関は、各クラスの婦女代表大会であり、その執行委員会により5年に1回会議が招集される(20条)。婦女代表大会の職権は、第一に本地域の女性に関わる業務活動の任務を討論・決定すること、第二に執行委員会による活動報告を審議・批准すること、第三に執行委員会のメンバーを選出すること(20条)である。

ただ、全国組織と異なり、地方組織は地方組織として何らかの「規約」

のようなものを持ち合わせているわけではないので、そこに婦女代表大会の職権として「規約」の見直し作業が含まれることはない。もっとも、婦女代表大会閉会中においては、執行委員会が上級婦聯の決定や同じクラスの婦女代表大会の決議を貫徹・執行したうえで、定期的の上級婦聯に活動報告を行うとともに、本地域の女性に関わる業務活動の重要問題を討論・決定することになっている。執行委員会の全体会議は、年に1回常務委員会により招集され、そこでは主席（1名）、専任・兼任副主席（若干名）、常務委員（若干名）を選出して常務委員会を構成し、日常業務を負担することとされている（21条）。また、常務委員会は半年に1度は会議を招集し、活動における重要事項を決定するとともに、定期的に執行委員会に活動報告をし、その監督を受けることになっている（22条）。

基層組織には、基層政権をなす行政区画の郷・鎮、そしてさらにその下のクラスとしての行政村が含まれている。その他にも、個々の市民と密接な関係をもつ各種行政機関や教育・文化施設、企業といった職場等に設けた女性組織がある。「規約」によると、郷・鎮と「街道」²²・「社区」²³は婦聯を設置することができるとの定めがあり、指導機関とされる婦女代表大会は3年から5年に1度は招集されることになっている（23条）。

²² 地方各級人民代表大会および地方各級人民政府組織法（1979年7月1日採択、1982年12月10日・1986年12月2日・1995年2月28日・2004年10月27日に部分改正。以下、地方組織法と略す）68条3項によれば、市轄区・区を置かない市の人民政府の派出機関が「街道辦事処」であるとされる。これによると、「街道」とは、その派出機関が置かれる行政単位を指す（天兒慧ほか編『岩波現代中国事典』（岩波書店、1999年）103頁〔田原史起〕参照）ことと理解できよう。

²³ 「社区」はcommunityの訳語として、「似通う意識と深い共通の利害関係を持つ人々の住む村落や町のような社会単位」である（天兒慧ほか編・前掲注466頁〔嚴善平〕参照）。なお、小嶋華津子によれば、社区は「一定の区域に住む人々の生活共同体」であり、それ自体は「規模の面での制約を持たない概念である」とされる。中国では、1986年に経済体制改革と新たな社会保障制度の建設を並行的に進めるための方策の一つとして、民政部が社区による民政サービスの必要を最初に提唱したと言われる。その後、1998年の行政機構改革では「社区サービス管理工作を指導し、社区建設を推進する」ことが民政部の任務の一つとして明記されることとなった。小嶋華津子「都市住民組織化形態の変化に関する一考察——『社区』建設の現状と課題」東亜406号（2001年）82頁参照。

婦女代表大会の閉会中については、執行委員会が指導機関となり、年に1回のペースで開催されるその全体会議においては、活動に関わる重要問題を議論・決定し、かつ主席（1名）、副主席（若干名）を選出し日常業務を行うこととされている。

なお、行政村や職場などの女性組織については、婦聯に代わって婦女代表会という名前が付けられているが、その活動の内容は婦聯と同様のものである。「規約」24条では、農村部の行政村、都市部の居民委員会²⁴（修正前の2008年「規約」23条にあった、「郷鎮企業」²⁵、「農林牧漁場」、「専

²⁴ 都市部の居民委員会は、農村部の村民委員会と並んで、基層人民政府のさらに下に設立された大衆の自治組織である。これらは、現行憲法111条、都市住民委員会組織法（1989年12月26日採択、1990年1月1日施行）および村民委員会組織法（1998年11月4日採択）により規律されており、住民の選挙により選ばれた主任、副主任、委員の計5～9名（村民委員会は3～7名）が居民委員会を構成する。委員には一定額の手当が受給されるだけで、給与は支給されていないため、都市部では退職者や無職の女性が委員となる場合が多いといわれる。また、基層人民政府の派出機関の指導、支持、援助の下で活動を展開しているため、必要経費や委員の生活手当は一定程度保障されている。委員会の中には、民間紛争解決のための調停委員会、警察機関の指導の下での治安防衛委員会、公共衛生委員会などが設置されている（木間正道ほか・前掲注21）89～90頁〔鈴木賢〕参照）。このように大衆の自治組織とされる居民・村民委員会は、基層人民政府の指導の下で、多種多様な活動を展開しており、基層人民政府に近い役割をしている点からみると、「自治組織」というより、末端レベルの「ミニ政府」と言っても過言ではない。

²⁵ 郷鎮企業は、農村部の郷村に立地する企業で、農業支援という都市の企業にない特殊な任務を負い、その多くは集団所有制という所有形態を採っている。これについては郷村集団所有制企業条例と郷鎮企業法が規律している。前者18条によれば、本条例の規律を受ける企業の財産は、当該企業が所在する郷村の農民全体の所有に属し、農民（代表）大会ないし農民全体を代表する農村集団経済組織（人民公社解体後、行政機能から分離された経済連合社、经济管理委員会、村合作社、村民小組など）が、所有権を行使するとされている。郷鎮企業法上の企業は、集団経済組織のほか、農民の自発的な投資により設立されることも可能であり、その場合は組合企業ないし私営企業になる。とはいえ、農村の集団所有制企業の多くは郷鎮企業として登録されており、二つの法規定は内容上多く重なっているといわれる。ただし、郷鎮企業法はすでに所有制別に

門市場」という文言が削除された)においては、婦女代表会を設置することができるのとされていると同時に、環境が整っている[有条件]行政村は婦聯を設立することも可能であるとの定めがある。ただし、その「環境」という部分は、2008年の修正の際に追加されたものであり、具体的にどのような要素が含まれることになるのかについての詳細な説明がなされているわけではない。おそらくは、村の規模、財政状況や成人女性（選挙権のある満18歳以上）の数によって決まるものではないかと考えられる。この点については、「中華全国婦女聯合会規約修正案に関する説明」（2008年11月1日付の中国婦女報）においても、「大衆女性の声を聴き入れ、婦聯の基層組織の設立における経験を総括し」た上で、組織の設立が可能であると抽象的に書かれているにすぎない。

婦女代表会は、居住地域、職場[単位]²⁶における女性から選出された若干名の代表により構成され、3年に1回婦女大会を開き主任（1名）、副主任（若干名）を推薦・選出して日常業務を担当させることになっている。一般的に婦女大会は村民委員会と同時期に開催され、選挙によって婦女代表会と村民委員会の新人事が形成される。ほかに、各種機関、教育・科技・文化・衛生等の事業単位²⁷、社会組織の中には婦女委員会

企業法を構成するという発想から脱却して、社会主義的所有という文言もないとされる（木間正道ほか・前掲注21）190～191頁〔鈴木賢〕参照）。こうした郷鎮企業は、「農村非農業セクターの発展を牽引し」、「中国独自の農村工業化戦略」に多く寄与したとされる（天児慧ほか編・前掲注22）306～307頁〔加藤弘之〕参照）。

²⁶ 中国における[単位]とは、「農村を除くあらゆる企業・学校・軍・各種団体で各人が所属する組織のこと」を指す（天児慧ほか編・前掲注22）760～761頁〔辻康吾〕参照）。[単位]の中には、必ず共産党の組織が設置されており、旅行、転職、婚姻等の手続に必要な紹介状を発行するなど、日本の行政窓口で行われるような業務をも受け持っているため、単なる職場と異なった、行政機関の末端と共産党の監督機関の役割をしているともいえよう。だが、市場経済の導入により個人経営者が現れ、[単位]の必要性がだんだん薄れていくようになり、いわば「[単位]の統制力が弱体化」されつつある（木間正道ほか・前掲注21）237～239頁〔鈴木賢〕参照）。[単位]の訳語について、日本では一般的に「職場」と訳されていることから、本論文においても「職場」という語を用いることにする。

²⁷ 事業単位とは、教育、科技、文化、衛生等の公益サービスに従事し、営利

もしくは婦女工作委員会を設置し²⁸、当該職場の婦女大会の選挙により委員会が構成され、かつ主任(1名)と副主任(若干名)が選出される(25条)。

最後に、基層組織のもっとも末端としては、人が分散して居住している農村部の山地や牧場といった農業と林業に関わるところから漁業に関わるところまで、また非公有制経済組織²⁹等の領域や職場を挙げることができるが、そこでは各職場の実状と必要性に応じて柔軟に組織は対応すべきであるとされている(26条)。とくに、非公有制経済組織においては、女性職員の転職や退職が頻繁に生じていることから、人間関係が非常に流動的で不安定な傾向にあるため、女性組織を設立する企業の割合が極めて低く、たとえ組織を立ち上げたとしても参加者は少ないといった問題がある。しかも、そうした組織の責任者は、他の役職と兼任の場合が多く、モチベーションも低いため、労使問題、セクシュアル・ハラスメント等のトラブルが生じて、職場における女性労働者の権利利益が十分に保障されるには至っていない、という指摘もある³⁰。

また、多くの私営、外資企業は経済利益の追求を第一の目的としているため、婦聯の活動については非常に無関心であり、職場に女性組織を作ることにさえ回避しようとする傾向があり、婦聯はその機能を十分に発揮できていないというケースが多いとも言われている。もっとも形式的には、2008年10月現在で見ると、婦聯の基層組織は全国で約83万3千カ所ほど設置されていることから³¹、ありとあらゆる所にそのネットワークが広がっていると見ることもできる。

を目的としない社会組織であり、かつ知識人が比較的に集中しているところでもある。本論文では、原語のまま用いることにする。

²⁸ 工作とは、日本語で言う活動、業務、任務などを指す。本論文においては、固有名詞について基本的に中国語のまま使うが、それ以外はその限りではない。

²⁹ 国家と集団所有の企業を公有制経済組織と称するのに対し、これに含まれない企業、すなわち個人企業、私営企業、香港・マカオ・台湾系企業、外資系企業のことを非公有制経済組織と呼ぶ。

³⁰ 宓瑞新「在非公経済組織中建立婦聯組織的思考」譚琳・姜秀花主編『中国婦女組織發展の理論与实践』(社会科学文献出版社、2007年)84～88頁参照。

³¹ 黄晴宜「深入貫徹落實科学發展觀、奮力開創婦聯工作新局面」(2008年10月28日、中国婦女第10回全国代表大会における講話)を参照。

2010年1月に採択された婦女聯合会農村基層組織工作条例によれば、郷・鎮婦聯と農村婦女代表会は、同クラスの党組織³²と上級婦聯の指導を受ける（4条）とされ、党と政府の農村における方針と政策を宣伝・貫徹することが第一の主要任務となっている（11条）。もっとも、農村婦女代表会の主任は村の党支部や村民委員会のメンバーであることが必須となっており（13条）、主任としての給与はなく、僅かの生活手当のみ支給されることになっている（14条）。だが、主任は副主任と違ってそのポストは専任幹部の扱いとなっているにもかかわらず、実際には与えられる手当が少ないため、農村では主任のポストは兼任で就いている者が多く、たとえ専任で就いている者がいたとしても高齢者や経験の少ない若手である場合が少なくない。したがって業務展開に対するモチベーションも低く、結果的に上から与えられた任務を完成できなくなると言われている³³。

他方、主任とは対照的なのが郷・鎮婦聯の主席は党政指導者階級の副職にあたるポストである。郷・鎮婦聯の主席は政治的地位のみならず、生活上の待遇も厚く保障されていることから（14条）、多少上記のポストより恵まれていると思われる。しかし、現実に即してよく見れば、主席であったとしても規定に沿った十分な給与や手当が与えられていない場合も珍しくない。そのため、スタッフの仕事に対する意欲は下がり、婦聯本来の機能としての女性へのサービスが十分果たされていない原因にもなっている³⁴。

（3）団体会員

団体会員制度については、5ヶ条から成る規約と22ヶ条から成る婦女聯合会団体会員工作条例によって規律されている。その内の規約の方を見てみると、婦聯の団体会員には2種類の組織があることがわかる。

³² 共産党の組織を指す。郷・鎮と村にはそれぞれ党委員会と党支部が設置される。

³³ 石文静「厦門市婦聯基層組織建設存在的問題及对策」厦門特区党校学報2009年3期65～66頁参照。

³⁴ 同上。

第一に、申請・登記手続をすることなく当然に婦聯組織へと組み込まれる組織である、企業の労働組合である[工会]³⁵に設置されている女性職員労働者[職工]委員会と、より上級の工会における女性職員労働者委員会がある(26条)。さらにその内の工会の関係規定については、より具体的な定めがある。すなわち、中国工会規約14条および工会における女性職員労働者委員会の工作条例16条(2009年2月25日公布、総工発(2009)16号)である。そこでは、企業工会の女性職員労働者委員会と工会の女性職員労働者委員会は県クラスまたは県クラス以上の婦聯の団体会員であることや、県以上の工会を通じて婦聯から業務指導を受けることが義務づけられている。

したがって、たとえば郷・鎮、街道など県クラス以下の婦聯は工会の女性職員労働者委員会という団体会員を有しないし、工会の女性職員労働者委員会は自ら所属する工会と県クラス以上の婦聯との二重の指導体制下に置かれることになる。しかも婦聯の指導が直接に及ぼされるのではなく、所属する工会を経なければならない、ということになっている。これらのことから、婦聯と工会は同じ大衆組織といえ、工会の方が婦聯よりも優位にあると推測される。

婦聯の団体会員としては、第二に、申請・登記手続を必要とする様々な女性社会団体がある。このことについては、27条で「民政部門で登録手続きを済ませ、かつ女性会員を主体とし社会や女性のために活動する

³⁵ 工会の日本語訳は労働組合である。工会法(1992年4月3日採択、2001年10月27日、2009年8月27日部分修正)2条1項によれば、工会とは、「職員、労働者が自発的に結合した労働者階級の大衆組織」である。また、「中国工会章程」(2008年10月21日改正)によれば、工会は「中国共産党の指導[領導]を受け」ており、国家政権の重要な社会的支柱である同時に、職員・労働者の代表者でもある(総則)。しかし、「全国組織である中華全国総工会の傘下に属さない第二組合を結成する権利は認められない」(木間正道ほか・前掲注21)242～244頁〔鈴木賢〕参照。工会は、婦聯と同様、ナショナルセンターの中華全国総工会と行政区画ごとにある地方工会で構成される。社会の末端においては、企業ごとに工会が組織され、最近非国有企業でもその組織化が進み、2009年現在、末端の工会の数は184.5万、組合員は2億2634万人を超えている(中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑2010』(中国統計出版社、2010年)885頁参照)。

各種社会团体は、自ら志願して申込み、かつ本規約を承認し、中華全国婦女聯合会または地元の婦女聯合会の同意の上で、婦女聯合会の団体会員となることができる」³⁶との規定がある。婦聯の団体会員になる社会团体には、女性を主なメンバーとするキリスト青年会、弁護士会、裁判官会、検察官会、作家协会、実業家会、建築士会、芸術家会など、インテリゲンチヤを構成員とするものが多い。なかでも上海では知識人によって社会团体が統合され、上海市女性知識人聯誼会を組織し³⁷、上海市婦聯からも団体会員として承認を受けている³⁸。

このような団体会員は、一方で婦聯の業務指導を受けることになっている。だが、他方で婦聯の側に対しては、団体会員の事業展開を支援し、緊密な関係作りに励み、それを強化するよう努めなければならないとする規定も置かれている（28条）。だが、このことは次のようにも言い換えることが可能である。すなわち、団体会員ではない社会团体に対しては婦聯の指導が及ばないけれども、同時に、そうした社会团体は婦聯からの支持や援助を受けることもできない、ということである。

また29条によると、団体会員には、以下のような義務が負わされるとされる。第一に婦聯の決議を宣伝・執行すること、第二に活動や女性の状況について定期的に婦聯に報告すること、第三に婦聯に対して優秀な人材を送り込むこと、である。そして、続く30条では、団体会員と

³⁶ 原文は、以下のとおりである。「凡在民政部門注册登記的以女性为主体会员的各类为社会、为女性服务的社会团体、自愿申请、承认本章程、经中华全国妇女联合会或当地妇女联合会同意、可作为妇女联合会的团体会员」。

³⁷ 女性知識人聯誼会は、1980年代初期に女性の知識人によって全国各地で立ち上げられ、一般的に各地婦聯の団体会員となっている。またその事務局は各地婦聯の中に設置され、婦聯のスタッフによってその事務連絡等を担当されているといわれる。女性知識人聯誼会は各地の状況により、主に2つのタイプが存在している。すなわち、他の女性組織と並行して各自独立に民政機関に登録申請を行うタイプと、女性知識人聯誼会の下に分会、たとえば、女性指導幹部聯誼会、女性政法工作者聯誼会、女性新聞工作者聯誼会等という形を取って運営されるタイプである。毎年1回の年会を開き、会員間の交流を図る。全国婦聯組織部編著『婦聯工作簡明手冊』（中国婦女出版社、2002年）87～88頁参照。

³⁸ 上海市婦聯の公式サイトを参照。http://shwomen.eastday.com/renda/node4420/node4426/node4431/index.html

して行使できる権利についても若干の規定が設けられている。その内容は、第一に団体会員は婦聯の関係活動に参加することができるということ³⁹。第二に婦聯の活動に対して批判を行ったり建議したりすることができるということ。第三に団体会員の責任者は同クラス婦聯の執行委員会会議に参加または列席することができる、ということである。

この29条と30条を見ると、確かに団体会員には婦聯活動への加入権と発言権とが認められている。だが、婦聯活動への決定権が十分に与えられているかどうかについては疑問が残る。もっとも、団体会員は個々の女性を対象として活動を展開していることから、婦聯の側が団体会員のそのような役割に着目し、女性にとって利益をもたらす団体会員を婦聯の傘下に置くことによって、党や政府の意向や政策を迅速かつ確実に個々の女性の元へと行き届くようにもなる。したがって、この意味では、団体会員が婦聯と女性を媒介する役割を果たすという場合もある。

婦聯と団体会員の関係においてしばしば問題として取り上げられるのは、企業、とりわけ非公有制経済組織の工会に所属する女性職員労働者委員会にまつわる問題である。すなわち、婦聯が「規約」に従って末端の企業の中に女性委員会のような組織を作ろうとすると、企業の工会の側は、そもそも女性職員労働者は工会に所属しているのだから、そこで生じた係争を取り扱うのは当然に工会（女性職員労働者委員会）であるべきで、工会とは異なるその他いづれの大衆組織も工会のトラブル処理に介入すべきではないと主張するわけである。

それゆえ、婦聯と工会は、女性職員労働者を尻目に、互いが互いの縄張り争いをするような構図を生みだし、意見対立に基づく緊張関係が形成されることが頻繁にあると言われている⁴⁰。また、そのような企業の多くは納税者として地方財政に貢献しているため、そうした企業をバックに持つ工会の言い分を前にした際に、婦聯の側も十分に対抗し得ないでいる、というのが現状である。

とはいえ、婦聯も工会も女性を含めてどれだけ女性基層組織を作った

³⁹ 婦女聯合会団体会員工作条例18条によれば、関係活動とは研究会、研修会（育成訓練）、表彰会、親睦会、国際交流等のことを指す。

⁴⁰ 宓瑞新・前掲注30) 86～88頁参照。

かという点が、それぞれ党・政府や上級組織への活動報告として評価されることに変わりなく、上級組織が下す成績評価へ繋がる一つの要素になっていることは否定しえない。したがって、基層組織を作る際に婦聯と工会とが競争関係に置かれてしまうのは、ある意味で当然のことなのかもしれない。だが、一義的な判断が難しい微妙な力関係の狭間で本人の意志とは無関係に取り残されてしまう女性職員や女性労働者たちにとっては、工会と婦聯とどちらの委員会に入るかが問題なのではなく、そのときに直面している女性にまつわる具体的な問題をどちらが適切に解決しうる委員会なのかという観点が重要であろう。

それにもかかわらず、工会に対して婦聯が受動的な立場に置かれる傾向にあるのは、やはり、その活動経費が主に企業の納税による地方政府財政から賄われていることに原因があるのではないかと考えられる。とりわけ、基層組織の末端へと行くほど、財政基盤は脆弱であるといった傾向が強い。そのため、婦聯がみずからの活動を展開する過程において直面する有形無形の障害を乗り越えていくためには、みずからの立場をわきまえたうえで、政府や企業の意向を伺いながら活動していかなければならない、というのが実情である。

ともあれ、以上のように婦聯とはナショナルセンターを頂点とした全国的なネットワークから成り立っており、その規模は歴大なものであることがわかる。したがって、その活動となる対象は全国のあらゆる職業に携わる女性すべてである。もっとも、婦聯は職場の末端レベルにまでその活動を展開することによって、党・政府の方針や政策を個々の女性へ伝達するのと同時に、多種多様な活動を通じて個々の女性から収集した情報を適宜党や政府に対して業務報告をするという循環構造を形成している。また、下級組織は常に上級組織や党・政府の指導を受けるといった縦関係に基づく指導系統のなかに婦聯は位置づけられているため、その活動の性格が行政的色彩を帯びることもある。

2 組織の性格および法的位置付け

（１）組織の性格

婦聯が成立するに至るまでの過程は、中国共産党の革命活動の経緯と

無関係ではない。むしろ、婦聯の誕生と革命の進捗との間には密接な関係がある。中国共産党は1921年に設立されたが、その後みずからの組織と勢力を維持拡大するために、当初は対象としていなかった女性を構成員として同志に加え、革命のために動員することにした次第であった。

1922年7月に開かれた中国共産党第二回全国代表大会（以下、「中共二大」と略し、以後の大会についても同様に記す）では、女性に関する法制度を整えることによって、選挙権と言論・出版・集会・結社・ストライキの自由を認めることとし、政治・経済・社会・教育の領域における男女平等の実現が目指されるとともに⁴¹、党の中央機関においては女性部を設置することが決定された⁴²。また、翌1923年には8の省と300の県に設立されたソビエト地区ではそのほとんどの地区において党の女性部、または女性工作委員会、または女性労働者農民代表会などが設立され、女性を革命活動へと動員するための準備が進められることになった。

その後1945年6月、共産党は解放区において婦女聯合会の準備委員会を設け、各界の女性に呼びかけて全国大会を招集し、全国統一の女性組織を作る計画を立てた。そして数年の準備期間を経て1949年に成立されたのが中華全国民主婦女聯合会である。もっとも、このことは中国共産党が革命活動を遂行するにあたって重要な人的資源として女性を位置づけていたことを意味するが、それと同時に革命の重要な担い手としても位置づけられたため、婦聯は当初から党の中心に設置されることになり、より多くの女性を革命活動へと参加させることがその重要な役割として期待されることになった。

このような歴史的経緯を持つ婦聯という女性組織と共産党との関係は、現在に至っても基本的には継続しているとみてよい。むろん、このように、女性を革命活動の重要な構成員として位置づけるという政策は、共産党の執政方針を反映したものであるが、党はそうすることでみずからの存在を女性たちから承認してもらい、みずからの権力体制に正統性

⁴¹ 本大会の中国共産党第二回全国代表大会宣言（1922年7月16～23日）を参照されたい。

⁴² 中国共産党第二回全国代表大会において行われた、「婦女運動に関する決議」（1922年7月16～23日）を参照されたい。

が存することを示そうとしたと考えられる。そこで次に、このような党と女性組織としての婦聯との関係について、これまでの婦聯の「規約」に従って詳しく検討していくことにしたい。また、そうすることで、婦聯という組織の性格が新中国の成立以降どのように変化していったのかを把握し、現在においてもなお存在する婦聯の全体像を理解する上での手掛かりとしたい。

既に述べたように、初めて「規約」が採択されたのは中国婦女第一回全国代表大会においてである。そこでは組織の目的が以下のように規定されていた。すなわち、「全国各階層、各民族の女性大衆を団結させ、全国人民と一緒に帝国主義を徹底的に反対し、封建主義および官僚資本主義を破壊し、統一した人民民主共和国を造り上げるために奮闘する。また、婦女⁴³に対するあらゆる封建的・伝統的慣習を撤廃し、婦女の権利利益や児童の福利を保護し、各種の建設事業に参加するよう女性を積極的に組織するために努力し、最終的には男女平等と婦女解放を実現する」（1949年の時点における「規約」2条）。

このように組織の目的が規定された背景としては、当時の中国国内において、いまだ国民党政府による支配から解放されていない一部の地域が残されているといった事情があった。したがって、性別による差別問題とは独立に、挙国一致体制で帝国主義や前近代的な封建主義を撤廃し、解放を全国的に推進するという目的を達成するためには、女性も革命活動に対しては主体的に貢献し動員すべきであるという点に本規約の主眼

⁴³ 中国では女性のことを一般的に「婦女」と呼ぶ。これは共産党革命時代からの名残としてそこには強い政治的意味が含まれているとされ、現在もあらゆる公式文書には「婦女」を用いるのが一般的である。もちろん、「女性」という語も使われるが、これはジェンダー化された「婦女」という語よりセクシュアリティを強調する言葉として受け入れられる傾向があるとされる。タニ・E・バーロウ（伊藤るり＝小林英里訳）『国際フェミニズムと中国』（御茶の水書房、2003年）72頁以下参照。本論文では、固有名詞や公文書には「婦女」を用い、それ以外には「女性」という語を用いることにしたい。こうすることによって、国家レベルにおいて女性が「婦女」として表記されていること、ひいては女性たちに対して国家が期待している役割や位置づけがより明確になると考えるからである。

はあったと理解されなければならない。ここで婦聯とは、まさにそうした動員の主たる担い手として位置づけられていたわけである。

実際この点については、1949年3月26日、中国婦女第一回全国代表大会で行われた鄧穎超のスピーチにおいても次のように指摘されている。すなわち、「婦聯の任務は、都市経済建設に合う各種生産事業に参加するよう婦女を組織・動員することである」⁴⁴。また、1953年には党による解放という目標が全国で達成され、計画的な国民経済建設の段階へと突入したことになるが、こうした事情を背景として、婦聯の目的は、「全国の各民族・各階層の婦女を団結させ祖国の各種建設事業に積極的に参加し、婦女の権利利益および児童の福利を保護し、婦女の（政治的）自覚と能力を高め、男女平等を実現し、婦女の徹底的な解放を目指し、全世界の平和を求める婦女と一緒に世界の平和を目指して奮闘する」（括弧部分は筆者による）ことに重心が移動した。ただ、婦聯の目的に多少の変化が認められるとしても、その変化とは党による国家建設のための目標という範囲内で起こったものであるにすぎない。

加えて、本大会によって採択された「今後の全国婦女運動の任務に関する決議」⁴⁵においては、「…国家の工業化の実現と社会主義へスムーズに移行する（ために）、…婦女運動の中心任務は、多くの婦女大衆が工業・農業の生産活動や祖国の各分野の建設に参加するよう教育・動員・組織すること」であるとの規定が設けられている。すなわち、婦聯に対しては、国家建設のサポーターとして具体的に一定の役割を果たすことが期待されているわけである。後から振り返って見ると、この時期から女性の全面的な社会生産労働への参加が始まったといえるし、女性は経済建設という国家の大きな目標の中に組み込まれ、「家庭の中の者」から「社会の中の者」へ⁴⁶、ひいては国家を直接的に構成する「者」へとシフトしていっ

⁴⁴ 「中国婦女運動当前的方針任務報告——鄧穎超1949年3月26日在中国婦女第一次全国代表大会上的工作报告」全国婦聯辦公庁編『中華全国婦女連合会四十年（1949－1989）』（中国婦女出版社、1991年）377頁参照。

⁴⁵ ここに現れた「運動」という単語は、その後1983年に至るまで婦聯の公文書の中において見る事がなかったといわれる。李小江「50年、我們走到了哪里？——中国婦女解放与發展歷程回顧」浙江学刊2000年1期65頁参照。

⁴⁶ 原語は、それぞれ「家庭中人」と「社会中人」である。これは、「新中国婦女」

たといえるだろう。その意味で当時の「婦女解放」とは、女性個人に端を発する、いわば下から上への権利主張に応える形でなされたものではなかったし、そうなされるべきであると規範的に理解されていたわけでもなかった。むしろ、「女性解放」とは、国家の主導による国家建設の需要に従った女性の社会参加を意味するにすぎない。「女性解放」は、国家による国民経済建設へと参加することによってはじめて実現されるものとして理解されていたわけである。

その後、1957年には三回目の「規約」の修正が行われた。その総則では、「中華人民共和国婦女聯合会は、全国の各民族・各階層・各宗教の婦女の大衆組織である」と初めて婦聯についての定義が登場した。また「中華人民共和国婦女聯合会は、中国共産党が指導〔領導〕⁴⁷する下で、積極的に祖国の社会主義建設に参加するよう婦女を組織・教育し、大衆の力を組織し社会の各関係部門と協力して婦女大衆のためにサービス〔服務〕する」と宣言し、「祖国を愛するよう婦女を組織・教育し、社会主義道路を堅持し、勤儉して国を建て家庭を支える」⁴⁸方針の下で、各生産領域、各建設事業および家庭において社会主義事業のためにサービスするよう努力する」という任務についての規定も設けられた。

しかし、今回の「規約」では、婦聯を指導するのが党である点が明言されている以上、どんなに婦聯が婦女のための大衆組織であると定義づ

という語における「新」についての李小江の説明において使われた記述で、旧体制の下で女性はやがて社会に進出して仕事する機会がなかったことに対して、新中国の共産党政権は男女平等の原則を打ち立て、女性にも社会へ進出できるように権利を与えたことの意味が「新」という言葉に含まれているという。しかしこういった中国の現象は西洋の女性運動における女性個人による社会参加と異なるものであると指摘する。李小江・前掲注59頁参照。

⁴⁷ 前述したように、中国語の〔領導〕には強いコントロール関係の意味が含まれており、絶対服従といったイメージが強いという点には注意を要する（前掲注4）。なお、ここで「党の領導」とは、「中国共産党による政治的・思想的・組織的領導を指し、党は改革開放と社会主義近代化建設の要求に従って科学的に、民主的に、法によって執政し、党の領導を強化・改善しなければならない」ことを指す（中共中央組織部編『中国共産党組織工作辞典（修訂本）』（党建読物出版社、2009年）10頁参照）。

⁴⁸ 原語は、「勤儉建国、勤儉持家」である。

けたとしても、あらゆる婦聯の活動に対して党が指導という名の下で介入することが正当化されることになった。しかも、この規定は詰まるところ女性個人にまで党の指導が及び得ることを潜在的に含むし、家庭を支えることも国を支えることもすべては党の指導に基づいてなされることになる。したがって、当時の婦聯の活動は、女性の権利利益を保護することよりも、党の事業を当然に優先することになった。そして、社会と家庭で二重の役割を果たすことが要請され、それに応えることができない女性に対しては、婦聯が「教育」を通じて生産労働に参加できるように「サービスする」ことによって支援するという図式がここに完成した。

しかも注目すべきことに、今回の「規約」からは、「婦女解放」や「男女平等」という文言が消滅した。そもそも、本大会の執行委員会はその活動報告において、1956年に社会主義制度の構築が完成したことに伴い、中国の女性はすでに完全に解放され、男女平等も実現されたことを宣言している。それゆえ、もはや女性が「婦女解放」や「男女平等」の問題で悩むことは無くなったわけだから、今後は、男性とともに社会主義建設のために貢献しなければならないとの建前に基づく認識が導かれ、「規約」の文言から姿を消したのではないかと推測される。

しかし、この言論は思いもよらぬ影響を及ぼすことになったといわれている。たとえば、当時非共産党系の中華婦女節制会などが反右派闘争の影響で強制的に解体させられ、中央政府の内部に設置されていた婦女運動委員会も1958年までに廃止に追い込まれている⁴⁹。また、その後の大躍進運動において、女性はあらゆる分野において男性並みに生産労働に参加するように動員されたことで⁵⁰、女性の権利利益の保護と増進を

⁴⁹ 仇乃華「非政府組織話語及其对中国婦女組織的影響」婦女研究論叢2000年5期26～31頁参照。

⁵⁰ 大躍進は、1958年に中国共産党が共産主義へいち早く移行するためには人民公社を設立し生産力を増強するのが一番の近道であると提唱し、大衆総動員して鉄鋼・穀物生産などを極めて短期間に急激に増産させることで、理想社会の実現を目指した運動を指す（天兒慧ほか編・前掲注22）695～696頁〔安藤正士〕参照）。このとき、大多数の生産能力のある女性は積極的に社会生産に参加し、都市部では国有企業の女性労働者が1957年の328.6万人から1958年の800万人に

図る運動に対しては過激な反発も生じてきたと思われる。そのため、共産党内部においても「婦聯不要論」が主張されるようになり、その結果、文化大革命期における婦聯組織の解体危機へと繋がったともいわれている⁵¹。

続く四回目の「規約」の修正がなされたのは、1978年9月に開かれた中国婦女第四次全国代表大会においてである。三回目の修正から間隔があいているのは、この間に文化大革命が起きたからである。文革期間中は、既に「婦女解放」が達成され「男女平等」が実現した以上、婦聯のような女性組織は不要であるといった風潮が党の指導者層においても流行するようになった。そのため、全国婦聯はその不要論から存続の危機に陥り、地方の婦聯も含めてその活動はほとんど停止する状態が続いた。ようやく1973年になってから、各地方レベルの婦聯において組織が再建されるようになり、全国婦聯も1975年2月から準備してきた全国代表大会を1978年9月になってようやく開催へと漕ぎつけることに成功したほどであった。

この時期の全国婦聯は、文化大革命が残した傷痕の処理に追われていたこともあって、組織的な活動を再開するまでには数年を要した。全国婦聯は文革から得た教訓の下、党との関係を修復するために、修正された「規約」の総則において、婦聯は「……中国共产党が指導〔領導〕する下で、各民族の労働者、農民の婦女と革命知識婦女を主体として各界の婦女を広く組織する大衆組織であり、党と婦女大衆を結ぶ橋梁である」

急増し、農村部ではほとんどの女性が農業生産に動員され、しかも一部地域では女性農民に対して「三化」管理、すなわち、組織の軍事化、行動の戦闘化、生活の集団化が実施された。また、女性の社会進出に伴う託児所の増設も行われ、1959年には全国で託児所に預かった子どもの数が5000万人に達したといわれる。しかしその後、このような女性の社会進出は国の財政支出が圧迫され、企業の構造改革を行い大規模な人員が削減されるようになり、女性は真っ先に調整対象として家庭に帰されることになった。これが初めての女性の家への回帰となったといわれる。孫曉梅編著『中外婦女運動簡明教程』（天津大学出版社、2008年）42～43頁参照。

⁵¹ 耿化敏「文革時期婦聯組織危機与成因初探」党史研究与教学2007年5期48頁参照。

と再定義することにした。そして最終的な目標としては、「……全国の各民族の婦女を動員・組織することによって、今世紀中に我が国を農業、工業、国防および科学技術の近代化が実現された偉大なる社会主義強国として建設し、婦女の徹底的な解放のために奮闘する」としている。なお女性に関しては、「……党の中心的任務と歩調を合わせ、婦女の特性を考慮〔照顧〕し、関係部門と協力して婦女工作を着実に進めて行く」という文言を、総則の最後の一行に挿入した。

結果的に、四回目の「規約」の修正も既存の路線を基本的には踏襲しており、女性の権利利益の確保が最優先任務として謳われることはなかった。むしろ、「党と婦女大衆を結ぶ橋梁である」という文言において示されているとおり、党の指導や党への依存をより強めるような形で修正となった。このことについて、本大会で全国婦聯主席であった康克清が行った活動報告を見てみることにしよう。

康によると、1977年8月の中共十一大で提起された任務（「社会主義近代化の強国に建設する」）と1978年2月の第5回全国人民代表大会（以下、「全人大」と略す）の任務（「本世紀内に我が国を農業、工業、国防および科学技術の近代化が実現された偉大なる社会主義強国を建設する」）に基づき、「四つの近代化は婦女を必要とし、婦女は四つの近代化を必要とする」というスローガンを打ち出すことで、党の方針は貫徹されたのである⁵²。

そして、1982年9月に行われた中共十二大では婦聯の代表性が強調され、続く1983年3月に行われた中共中央書記処主催の会議においては「婦聯の活動方針と任務は、婦女および児童の合法的な権利利益を断固保護すること」であるとされた⁵³。このような動向の影響下で、1983年には五回目の「規約」の修正が行われ、そこでは、婦聯のことを「中国共産党が指導〔領導〕する、全国の各民族の女性職員労働者、女性農民、女性知識人およびその他の働く女性、そして社会主義を擁護する愛国婦女と祖国統一を擁護する愛国婦女の大衆組織であり、党と婦女大衆を結ぶ紐帯である」と位置づけた。このことを裏返して見ると、未就労の女性、

⁵² 馬焱・前掲注10) 44頁参照。

⁵³ 同上。

または愛国者ではない女性はこの大衆組織に属さないということになる。また、1978年の「規約」にある「橋梁」を「紐帯」へと変更した点も興味深い。だが、1982年12月には新憲法が施行されたこともあり、今回の「規約」でもっとも注目されるべき点は、新憲法に従って女性や児童の権利利益を保護することを任務にした点が、これまでと比べて大きく変化したところである。

1988年9月に行われた六回目の修正では、婦聯の位置づけを以下のよう規定している。すなわち、「中華全国婦女聯合会は、全国の各民族・各界の婦女は中国共産党が指導〔領導〕する下で、さらなる解放を求めて団結した社会的な大衆組織であり、党・政府と女性を結ぶ橋梁と紐帯である」。また、基本的な役割として、「婦女の利益を代表・保護し、男女平等を促進する」という文言が盛り込まれている。この時期は、ちょうど政治体制改革が始まり党政分離が行われていたこともあり⁵⁴、婦聯は党だけではなく政府に対しても「橋梁」と「紐帯」の役割を果たすことが要請されるようになり、そのサービス対象も社会の全女性へと裾野を広げていた。

基本的な役割〔基本職能〕については、今回初めて言及されているが、それは、「われわれは、党と政府の決議を貫徹・執行することに重点を置く傾向があり、婦女の政治参加の権利獲得についてはあまり重視しなかった。また、婦女を教育・組織することを強調する傾向が強く、婦女を代表して物を言ったり婦女の権利利益を保護したりする点においてはその強調が足りなかった」という、1987年に開かれた全国婦聯5期5回執行委員会の活動報告において示された反省によって、もたらされた結果である⁵⁵。

⁵⁴ 1980年8月の中央政治局拡大会議において、鄧小平氏は「党と国家の領導制度に関する改革」というスピーチをしたが、これが後の政治体制改革につながっていった。また1987年10月開催の党十三大にて政治体制改革が正式に議事日程に組み込まれ、この時から党政分離が本格的に展開される。それまでは、[以党代政]（党が国家に代位すること）、[党政不分]（党と国家を区別しないこと）という、近代国家ではおよそありえない現象が実態化されていた。

⁵⁵ 劉永廷「論婦聯在行政法上的法律地位」李明舜＝林建軍主編『婦女法研究（2008）』（中国社会科学出版社、2008年）27～28頁参照。

その後の1993年の「規約」では、婦聯の性格に関する規定はほとんど据え置かれており、1998年になって「規約」はその基本的役目の部分において一カ所だけ変化が加えられている。すなわち、「婦女の利益」を「婦女の権利利益[權益]」に変更したのである。わずか一文字の違いではあるが、そこに込められている意味は極めて大きいとみるべきである⁵⁶。というのも、この時期から婦聯は、「片手では発展を掴み、もう片手では権利利益を掴む」⁵⁷というスローガンを打ち出すようになり、女性を取り巻く政治、経済、文化、社会生活等様々な分野における権利侵害問題に取り組み始めるようになったからである。

その後、2003年の「規約」と2008年の「規約」は、婦聯の位置付けと基本的役目について、ほぼ同様に規定をしているが、一カ所だけ総則に追加した部分がある。それは、婦聯が「……党・政府と婦女大衆を結ぶ橋梁と紐帯であり、国家政権の重要な社会的支柱である」としたところに表れている。また、婦聯が活動を展開していくのにあたっての基礎理論および行動指針にも多少変化が生じている。すなわち、2003年の「規約」では、既存のマルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論に加えて江沢民の「三つの代表」論⁵⁸という重要思想が含まれることになった。また、2008年「規約」では、2003年の諸理論を行動指針とした上で「科

⁵⁶ 「利益」とは、得になることを意味し、「権利利益[權益]」とは、享受すべき侵害してはならない権利のことを指す。阮智富＝郭忠新編著『現代漢語大詞典』（上海辞書出版社、2011年）238頁、2029頁参照。

⁵⁷ 原語は、「一手抓發展、一手抓權益」である。

⁵⁸ 「三つの代表」論とは、元国家主席・党総書記の江沢民が提唱したテーゼであり、「党が常に先進的な社会生産力の発展の要求、先進文化の前進の方向、幅広い人民の根本的な利益を代表するとする命題である。現政権は革命物語だけでは自らの統治の正統性を根拠付けることが困難になり、ことさら党が国民各層の利益、文化を代表していると宣明することが必要になっているのである」（木間正道ほか・前掲注21）65頁〔鈴木賢〕参照）。また、2002年の中国共産党第16回全国大会で改正された党規約の冒頭において、「中国共産党は中国労働者階級の前衛であると同時に、中国人民および中華民族の前衛である」ことを明記することにより、階級政党から国民政党への転換を宣言した（毛利和子『新版現代中国政治』（名古屋大学出版会、2004年）84～85頁参照）。

学的発展観⁵⁹を深く貫徹する」という文言、2013年「規約」では習近平の「中国夢」（中華民族の偉大なる復興を目指すこと）というキーワードが追加された。

このような「三つの代表」、「科学的発展観」および「中国夢」といった思想が創設されるに至った背景としては、改革開放以降の経済成長一辺倒によって生じた様々な社会問題⁶⁰とそれに伴う共産党政権への不満があると思われる。そこでこうした問題に対応するために、共産党は率先して国民各層の利益・文化を代表し、全面的に調和のとれた[和諧]社会を打ち立て、かつ持続的に発展できる社会を目指していくことを宣明する必要があった。ひいては、国民からの支持を再び獲得し、自らの統治の正統性を維持していこうとしたのであろう。ともあれ、こうした思想は「社会的大衆組織」である婦聯に対しても押し付けられることになり、党の上意を下達するためのルートとして婦聯にその役割を果たさせることで、個々の女性にまで浸透させるようにしたわけである。

とはいえ、このように婦聯が党の指導思想をその行動指針とすることは、婦聯が党・国家との間で密接な関係を築いている表れと同時に、党・国家の思想を個々の女性に刷り込むという婦聯の役割を改めて再確認することになる。何よりも「国家政権の重要な社会的支柱」であるとの位置づけを獲得した婦聯には、これまでにないほどの統治機関としての政治的正統性が認められるに至ったといっても過言ではない。

以上において、これまでの婦聯の「規約」の変遷を通じて婦聯に付与され期待された組織としての性格や位置づけについて検討してきた。婦聯組織は時代状況や政治状況の変化に応じて、多かれ少なかれみずから

⁵⁹ 「科学的発展観」とは、前国家主席・党総書記の胡錦濤が提起したもので、人間を本位とすることを堅持し、全面的で調和のとれた持続的な発展観を樹立することを意味する。

⁶⁰ 改革開放以降の急速な経済成長は中国の国際社会における地位を向上させたが、国内社会における各方面の格差、不平等、政治腐敗、さらに環境汚染などの深刻な諸問題をも生み、社会への不満が蓄積され抗議行動にまで発展していった。こうした経済成長一辺倒による弊害を是正する目的として「科学的発展観」が打ち立てられたのである。これと同時に、「和諧社会」の建設を目指すというスローガンも打ち立てられた。

の性格や位置づけを調整し、必要に応じて党や政府との関係を自発的に強化してきた。たとえば、婦聯は「党・政府と女性を結ぶ橋梁と紐帯である」部分に関して振り返ってみれば、「橋梁」(1978年「規約」)→「紐帯」(1983年「規約」)→「橋梁と紐帯」(1988年「規約」以降)という変化を確認しうるが、これはまさに婦聯と党・政府と女性という三者の相関関係を如実に表しているといえよう⁶¹。

ここで「橋梁」とは、中国語の文脈においては一方と他方を繋げる役割をする人または事物を指し、「紐帯」とは、双方が関係を結ぶよう働きかける人または事物を指す⁶²。要するに、「橋梁」を用いることで党・政府と女性との間に橋を架け双方が繋がるようにするのが婦聯であるということを表し、「紐帯」という言葉を用いることで、党・政府の方針や政策等を女性へと伝達し、逆に女性からの意見を党・政府へと報告することにより、党・政府と女性とが単に繋がるだけではなく、党・政府と女性と婦聯という三者が互いに結びつく様相を表している。

こうした変化は、「社会的大衆組織」であるとの自己規定を与えておきながら、みずから党のアシスタントとしての行政的な役割を自覚し強化するようになった婦聯そのもののあり方を示している。だが、行政的な役割ということ政府に準ずるような組織としての性格を維持しつつ、一般女性の代表者としての役割を果たすというのは非常に困難であろう。たとえば、党・政府と女性との間で何らかの不都合が生じた際に、婦聯はどのような選択を行い、判断を下すことになるのだろうか。このことは一般女性から見ると、婦聯という組織への信用に関わる問題であり、一步間違えると党・政府に対する不信の醸成にさえ繋がりがねないものである。ましてや、市場経済の発展により社会の構造が大きく変わり、多様な価値観やライフスタイルが人々の間で浸透してきているなかで、婦聯が対象とする人々は、これまでのような一枚岩的に把握できる社会集団ではなくなっている。それゆえ、こうした現状そのものが、婦聯にとっては重大な試練なのかもしれない。

⁶¹ 馬焱・前掲注10) 42～43頁参照。

⁶² 中国社会科学院語言研究所詞典編輯室編『現代漢語詞典(第五版)』(商務印書館、2005年) 1099頁、481頁、1004頁、847頁参照。

成立当初から党の組織として組み込まれ、直接党の指導を受けてきた婦聯が果たした役割とは、党の指導思想を個々の女性に伝達し、女性に社会主義建設に参加するよう動員するにあたっての別働部隊といっても過言ではない。その結果、婦聯という組織を通じて女性たちは共産党の革命時代にあつては「大衆路線」へと組み込まれ、その後は徐々に政治化されるとともに、組織的に社会制度へと取り込まれることになった。

（2）組織の法的位置付け

これまでに述べたように、特定の歴史的、政治的状況の中で組織された団体として、婦聯は一定の社会的グループ、すなわち女性の利益を代表して国家の政治活動に参加してきたといえる。その意味で、党・政府は婦聯の設立、組織づくり、活動などにおいて政治的基盤を提供しその存在を法的にも根拠づけてきた。そこで以下、この点について検討することにした。

① 憲法において

1949年9月29日に採択され、臨時憲法として位置づけられた中国人民政治協商会議⁶³共同綱領（以下、「共同綱領」と略す）の前文には、「……中国共産党、各民主党派、各人民団体、各地区、人民解放軍、各少数民族、国外華僑及其他愛国民主人士の代表によって構成された中国人民政治協商会議は、人民民主統一戦線の組織形式である」と書かれ、人民団体は共産党とともに、国政や大衆の生活などについて話し合い、建議や批判を提起して民主的監督機能を果たすことができるとされている。

また、現行憲法（1982年12月4日5期全国人代5回会議にて採択・公布・施行、1988年4月12日、1993年3月29日、1999年3月15日、2004年3月

⁶³ 中国では、一般的に「人民政協」と略される。行政区ごとにその委員会が設けられ、中央には全国委員会が組織されている。任期は5年で、全体会議〔全国委員会〕は毎年全国人民代表大会とほぼ同時期に開催され、一般的にこの二つの会議を合わせて「两会」と呼ばれる。会議中には政策提案や批判などが行われるが、何ら決定権もなければ立法権もない。ただ、共産党外の人士を取り込んでいる点から、人民政協には共産党を牽制するような役割が期待されているといわれる。木間正道ほか・前掲注21）68～69頁参照。

14日に部分改正)においても中国人民政治協商会議について言及されている。その内容に基本的な変更は見られないが、もっともコアな部分ともいうべき共産党との関係について、修正が加えられた。すなわち、前文には「……中国共産党の指導〔領導〕による各民主党派と各人民団体が参加した……広範な愛国統一戦線が形成され、この統一戦線は今後もさらに強化・発展し続ける。中国人民政治協商会議は広範な代表性を有する統一戦線として、過去において重要な歴史的役目を發揮したし、今後とも国家の政治生活、社会生活……において重要な役割を果たすであろう」と書かれており、ここには人民団体を共産党の指導の下へと位置づけ、共産党独裁体制を強化しようとする姿勢を覗うことができる。

では、人民団体とは何か。その定義について以下のように述べられている。人民団体は、「……中国共産党の指導により、それぞれの特徴に合わせて組織された、ある特定の社会活動に従事する全国レベルの群衆(ママ)組織である。労働組合工会、婦女連(ママ)合会、青年団、青年連合会、学生連合会などが含まれる」⁶⁴。このように婦聯は人民団体として位置づけられ、そして人民団体は中国共産党と人民民主統一戦線を構成し、中国人民政治協商会議に参加していたことから、その政治的役割はもちろん、法的地位も認められていたことがわかる。

② 社会团体登記管理条例において

現行社会团体登記管理条例(國務院令第250号、1998年10月25日公布。以下、「社団98年条例」と略記する)3条によると、登記除外団体のなかには、「中国人民政治協商会議に参加する人民団体」が含まれるとされる⁶⁵。要するに、人民団体については既に政治的正当性を有しているの

⁶⁴ 王名=李妍焱=岡室美恵子『中国のNPO——いま、社会改革の扉が開く』(第一書林、2002年)173～174頁参照。

⁶⁵ こうして人民団体を登記除外組織として明記する目的は、党および政府が掌握すべき特別な団体と一般の団体を明確に区別することを意味し、社会团体を名実ともに民間非営利の団体として発展させるためであり、政府と社会团体の分離を推進することを法的に明示したものだといわれる(王名ほか・前掲注138頁参照)。なお、「一部団体の社団登記を免ずる関係問題に関する民政部の通知」(民発[2000]256号、2000年12月5日公布・施行)によれば、他に登記免

で社会团体として改めて登記する必要がないことを意味する。この点については、改正当時の民政部民間組織管理局による説明がわかりやすい。曰く、「……（この条例は）中国特定の国情に合致している。憲法の前文において中国人民政治協商会議の性格、地位、役割を記述することにより、中国人民政治協商会議に参加する人民団体の法的地位を明確にした。したがって、人民団体は登記する必要はない。……性格的には社会团体であるが、一般的な民間団体ではなく、それぞれ違う時期に政府および党の事業を請け負ってきた。これらの団体に対しては、国家編制管理部门によって直接組織・業務・人員の割当分配〔編制〕などを決定する。これらの団体は、國務院の批准を経て、登録を免除する」（括弧部分は筆者による）⁶⁶。

しかし、人民団体がこれまで継続的に登記除外団体として位置づけられていたわけではない。1989年10月25日に公布・施行された社会团体登記管理条例（その後廃止、以下「社團89年条例」と略記する）はこのことについて言及していないし、1989年12月30日に民生部から公布された社会团体登記管理条例の關係問題に関する民政部の通知（その後廃止、以下、「社團89年通知」と記す）において具体的な規定は設けられている。つまり、「本条例（「社團89年条例」）の規定により、工会は工会法に沿って手続をし、その他すべての社会团体は登記手続を行わなければならない。ただし、共產主義青年団、婦女聯合会、科学技術協會、文芸聯合会、帰国華僑聯誼会、作家協會等の社会团体は登記手続を簡易化することができる。すなわち、業務主管部門の審査意見書無しに直接社会团体登記管理機関にて登録を申し込むことができる」（括弧部分は筆者による）とされ、工会以外の社会团体については登記が必要であることが明確に示された。

こうした動向は、当時の政治情勢と密接に関係している。すなわち、

除を受ける人民団体は以下の通りである。すなわち、中華全国總工会、中国共產主義青年団、中国科学技術協會、中華全国帰国華僑聯誼会、中華全国台湾同胞聯誼会、中華全国青年聯合会、中華全国工商業聯合会である。

⁶⁶ 民政部民間組織管理局「關於新旧社会团体登記管理条例的比較」（中国社会報、1999年3月30日付）。

この時期は、ちょうど党政分離が積極的に推し進められていた頃であり、政府は1988年から5年以内に企業、事業単位および人民団体などとの関係を整理することを決定したところでもあった⁶⁷。単純に登記手続の面を取り上げてみると、人民団体である婦聯は登記機関である民政部の管轄下に置かれることになったわけだが、これも当時の政治情勢に応じたやむを得ないものであったと考えられる。その後、「社団98年条例」においても、登記制度は継承されたが、上記の民政部民間組織管理局の説明にもあったように、人民団体である婦聯はその政治的正当性を有するがゆえに、一般の社会团体から切り離され党の掌握すべき特別な団体という扱いになり、登記からは免除され、結果的に社会团体とまったく異なる性格を有する組織として位置づけられることになった。

しかし、こうなると人民団体を社会团体の一種と言うには無理があるのではないだろうか。そもそも社会团体というのは、「社団98年条例」2条によれば、「中国公民が自ら志願して組織し、会員の共通目的を実現するために、自らの規約に従って活動を展開する非営利社会組織である」とともに、民間組織でもあるとされるが⁶⁸、人民団体がこの定義に当

⁶⁷ 1987年10月25から11月1日までの間に開催された中共十三大において、党政分離が提起され、1988年に行われて第7期全人大で李鵬首相による政府活動報告において、今後の5年以内に政府と企業、事業単位、人民団体との関係を整理することが示された。王名ほか・前掲注64) 137頁参照。

⁶⁸ 社団98年条例には、民間組織という言葉が出てこないが、民政部民間組織管理局の説明の中には、「(この条例は) 結社の主体、結社行動の自発性、結社目的の共通性、社会团体の非営利性を明確にした。また…社会团体は民間組織に属し、国家機関が政府側組織として社会团体に加入することはできない。…」と書かれていて、社会团体は民間組織であることを示した(民政部民間組織管理局「關於新旧社会团体登記管理条例的比較」(中国社会報1999年3月30日付))。ほかに、非営利性の民間組織に属しているのは、「民辦非企業單位」というものだが、例えば、民辦病院、民辦学校、民辦福祉施設などがそれである。これについては、民辦非企業單位の登記管理に関する暫行条例(1998年10月25日採択、國務院令第251号)で規律している。葛雲松「論社会团体的成立」北大法律評論2巻2号(1999年)713頁にも、社会团体は民間組織であるという記述をされている。

てはまるかどうかは疑わしい。というのは、社会团体は「中国公民⁶⁹が自ら志願して組織」する点において具体的な個人がその主体となっているのに対し、人民団体は共産党の指導下で組織され、その主体は不特定多数となっており、上からのコントロールが相当程度で効いていると考えられるからである。婦聯の場合、一面では全国各民族各界の女性を代表する組織という性格を有しつつ、他面では党の方針や政策などを伝達する構造を持つが、女性個々人の意志をその都度ごとに確かめているわけではないことから、「社团98年条例」2条で挙げられているような「自らの志願」に相当するものが見当たらない。

また、「社团98年条例」3条によると、「社会团体を設立するのに、その業務主管単位の審査を経て同意を得て、本条例の規定に従って登記手続を行わなければならない」とされる。したがって、ここでの登録を行う機関、すなわち登記管理機関は、同じく「社团98年条例」6条1項によると国务院民政部门と県クラス以上の地方各クラスの人民政府民政部门と定められており、同2項によれば、業務主管単位とは、国务院関係部門と県クラス以上の地方各クラスの人民政府関係部門、国务院または県クラス以上の地方各クラス人民政府により授権された組織であるとされる。すなわち、社会团体は、監督責任を有する業務主管単位と登記の一元化管理を図る民政部门という二重の管理体制下に置かれているわけである。

さらに、業務主管単位は、登記関係審査以外にもその団体の実質的な活動などについての監督をすることになっている⁷⁰。それゆえ、このような管理体制を敷くのであれば、すべての既に登記された社会团体は直接政府の支配下に置かれることになってしまうことから、社会团体の自

⁶⁹ 公民について憲法33条では、「中華人民共和国の国籍を有するすべての人は、中華人民共和国の公民である」と規定されている。

⁷⁰ 民間組織の管理業務をさらに強化することに関する中共中央辦公庁・国务院辦公庁の通知（1999年11月1日、中辦発（1999）34号）によれば、業務主管単位は、社会团体の登記申請の審査以外に、設立後にも思想・政治活動、党組織の活動、財務と人事管理、研究会活動、対外交流、海外支援金の受取、規約に沿った活動などについて責任を持ってコミットする必要があるとされる。

主性が抑制されてしまう、といった批判もある⁷¹。

ともあれ、ここで注目すべきは、業務主管単位として、国務院または県クラスの各地方人民政府から授権された組織である。社会団体の業務主管単位を再度確認することに関する民政部の通知（民発（2000）41号）によれば、全国規模の社会団体の業務主管単位として授権された組織は22団体に上るが⁷²、そこには、中華全国婦女聯合会も含まれている。そして「社团98年条例」6条2項によれば、これらの授権された組織は、主に業界、学科に関する社会团体、または自らの業務範囲内にある社会団体の業務主管単位ということになる。

したがって、主に女性会員で構成されたり女性や社会のために活動したりする、そういう全国規模の組織が社会团体として登記を希望する場合には、まず業務主管単位である全国婦聯の審査と同意を経てから、初めて登録管理機関である民政部にて社会团体としての登録ができる、ということになる。

ところが、女性団体であったとしても、その業務主管単位が全国婦聯ではない場合もあり得る。たとえば、中国女性裁判官協会、中国女性検察官協会は、それぞれ最高人民法院と最高人民検察院がその業務主管単位となっている。また、中国女性摄影家協会の場合、中国文学芸術界聯合会が業務主管単位となり、中国女性医師協会については国家衛生部が

⁷¹ そういう意味では、現在の中国には、真の意味での自主的かつ合法的な社会团体（非政府組織）は存在しないし、たとえ自主的で、かつ行政の権力から離れている社会团体（非政府組織）があるとしても、そのほとんどは違法な形で存在しているといわれる。謝海定「近期中国社团法研究中的幾個热点問題」吳玉章主編『社会团体的法律問題』（社会科学文献出版社、2004年）267～268頁参照。

⁷² 全国規模の社会団体の登記において、その業務主管単位として授権された組織は以下の通りである。すなわち、中国社会科学院、国務院發展研究中心、中国地震局、中国气象局、中国証券監督管理委員会、中国保險監督管理委員会、中央党校、中央文獻研究室、中央党史研究室、中央編訳局、外文局、中華全国總工会、中国共產主義青年団、中華全国婦女聯合会、中国文学芸術界聯合会、中国作家協会、中国科学技術協会、中華全国婦国華僑聯合会、中華全国新聞工作者協会、中国人民对外友好協会、中国残疾人聯合会、中国職工思想政治工作研究会、である。

担当している⁷³。

また「社團98年条例」10条6号を見ると、全国規模で活動を展開しようとする社会団体が、その名称の頭文字に「中国」・「全国」・「中華」といった言葉を冠するには、関係法規にしたがって事前に許可を得る必要があり、その規模が地方にとどまる社会団体は「中国」・「全国」・「中華」という名を冠してはならないとある。そしてさらに、同13条2号には、同一の行政区域内において活動内容が同一または類似の社会団体を複数設立してはならない⁷⁴、とある⁷⁵。つまり、一つの行政区域には1分野1団体しか認めないという図式になるわけである。たとえば、婦聯の場合、全国的ネットワークを有しているので、各地方に婦聯と同一または類似の事業内容をもつ女性団体の存在は認められない、ということになる。しかも婦聯はその登記に関わる事前審査の業務主管単位という特権を持っていることから、事実上、婦聯の分野に関する活動を主とする社会団体は婦聯以外には認められないということになる。

もっとも、政府が新規社会団体の設立に対してここまで積極的に干渉

⁷³ 全国婦聯組織部編著・前掲注37) 85～87頁。

⁷⁴ 同一〔相同〕と類似〔相似〕の解釈について、社会团体登記管理条例の關係問題に関する民政部の通知（1989年12月30日、民社発（1989）59号）において以下のように記述されている。同一とは、社会団体の名称、性格、趣旨、任務等が同一または大体同一であること、例えば、中国青年攝影家協會と中華青年攝影家協會は同一の社会団体に属する。また、類似とは、社会団体の名称、人員構成に違いがあるが、実際の業務活動が同一の業務領域に属すること、例えば、民間文学研究会、通俗文学研究会、大衆文学研究会は、類似の社会団体である。本通知は、社團89年条例に関する解釈ではあるが、上記の規定の内容に関しては社團98年条例においてもほとんど変わっていないため、まだ有効であることと推測される。

⁷⁵ 本規定を設けた目的について以下のように述べられている。すなわち、「社会团体が氾濫するほどたくさん設立されると、発展の秩序が乱れ、社会团体間の業務が錯綜し、会員も重なっていくため会員の経済的負担が重くなる。同時に、対外交流において、互いに張り合い、むやみに競争しあうようなことが起きやすいため、好ましくない社会的影響が生じかねない」。國務院法制辦政法司・民政部民間組織管理局編著『社会团体登記管理条例、民辦非企業單位登記管理暫行条例积義』（中国社会出版社、1999年）36頁参照。

する背景には、新たな団体形成の権利を抹殺し既存団体への加入権のみを認めることで、統一的な管理システムを構築し、社会の安定を図ろうとする意図があると考えられる⁷⁶。そういう意味では、人民団体としての政治的正当性や法的地位を確保している一方で、政府にとって都合の良いシステムを作るための手段として、婦聯が利用されている可能性は否定し得ないであろう。市場経済の下で貧富の格差が広がり、無数の社会問題を抱えている現代中国社会において、どのようにして安定的な発展を維持しつつ憲法35条⁷⁷が言うところの結社の自由を保障していくのだろうか。経済的自由と精神的自由という二つの基本的人権の間でどのような舵取りをするのか、このことが重要な課題になることは間違いない。

③ 女性権利利益保障法において

一貫して国家主導で推し進められてきた男女平等政策は、女性の地位を一定のレベルまで引き上げ、結果的に女性も男性並みに社会進出が可能になるまでに至った。しかし、この状況は、1980年代から改革開放・市場経済の導入により大きく揺らぎ始める。社会の中に根強く浸透していた男女の不平等問題、すなわち女性の就業難、職場における不平等待遇、女兒に対する虐待、性の商品化現象などが市場経済の合理主義追求の下で段々表面化してくるようになったわけである。

そこで、こうした女性を取り巻く社会状況に対応し、女性をあらゆる権利侵害から救い出すために、全国婦聯のリーダーシップの下で女性権利利益保障法（1992年4月3日採択、2005年8月28日改正。以下、「女性法」という）が制定されるに至った。「女性法」は、文字通り女性の権利を保障する特別法であるが、その内容は実に包括的である。とりわけ、

⁷⁶ 藤田勇「社会体制と民主主義——一つの歴史的考察」早稲田大学比較法研究所編『比較と歴史のなかの日本法学——比較法学への日本からの発信——』（成文堂、2008年）180頁以下において、「ソビエト型社会＝政治体制」に関する論述から示唆を受けた。

⁷⁷ 憲法35条には、「中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、パレード、示威の自由を有する」と定めている。

婦聯に対しては7条において女性の利益の代弁者として権利保障の役目が任されている。また、誘拐や拉致された女性に対して政府や警察など関係部門と協力して善後策を講じ（39条2項）、女性の権利利益が侵害された際に、婦聯は被害者女性のために必要な援助を行うことができるとされ、特定の女性グループ[群体]の利益を侵害した行為⁷⁸に対しては、婦聯あるいは関係女性組織はマスメディアを通じて事件を暴露・批判し、関係部門に事件の捜査を求める権利を有するとされている（53条、54条）。

また、法律・法規・定款・公共政策を制定する際、女性の権利利益と関わる部分については必ず婦聯の意見を聴取することが定められ（10条2項）、女性問題を中心とした活動の範囲内という限定付きであるものの、特定の政策決定や立法過程へ参加できる法的根拠を婦聯は獲得したと言える。なお、本規定は2005年の改正の際に新しく設けられたものであり、婦聯に女性の権利利益を代表する代弁者としての役割が付与されることによって、その代表性についても再確認されることになった。もっとも、女性の利益を代表する婦聯が国の政策決定や立法過程に参加できるということは、党・政府の他に実効的な政治プロセスへの参加者が増えるというだけでなく、周縁化されがちな女性の声を汲み取り、意志決定の中心へと女性が進出するための有効な経路になる可能性もある。

3 組織の担い手

婦聯組織が党の指導下に従属する団体として政治的色彩を強く帯びており、党の思想や方針・政策を上意下達するツールとして位置づけられるということについては、既に上述したとおりである。そこで以下では、

⁷⁸ 例えば、2000年前後に社会を騒がせた「女体盛り」やマスメディア・広告・文芸活動における女性の人格とグループの利益を害した作品などがある。この類型の違反行為に対して、文化・マスメディア・新聞出版などの各関係業務主管部門は、是正命令や行政罰を行ったとされる。法律出版社法規中心編『中華人民共和国婦女權益保障法注釈本』（法律出版社、2008年）38頁、汪瓊枝編著『婦女權益保障法条文釈義』（人民法院出版社、2006年）485～487頁参照。本条文は、近年第三次産業に見られる営利目的の性の商品化現象に対処するために、2005年改正の際に増設したものである。

婦聯組織の担い手の問題について見ておくことにしたい。そうすることで、党の思想や方針・政策を上意下達するツールである婦聯組織の全体像は、より明らかになると思われる。

(1) 求められる幹部像

婦聯組織に勤務している専任職員たちは、一般的に幹部と呼ばれている⁷⁹。それゆえ、「婦聯幹部」と言えば、婦聯の上層部の管理職といったような意味ではなく、婦聯組織の職員のことを指す。ある統計によると、2010年の婦聯組織における専任職員は中国全土で7.8万人を超えており⁸⁰、そのうちの81%以上は共産党員であることが明らかになっている(図表1-2と図表1-3を参照)。それでは、婦聯の幹部にはどういった資質が求められるのか。以下、「規約」⁸¹を通じてその幹部に必要なとさ

⁷⁹ とはいえ、幹部についての定義はきわめて難しい。辞書によると、「党や国家机关、国有企業・事業単位、人民団体および軍隊において公職または公務活動に従事している者」とされ(中共中央組織部編・前掲注47)288頁参照)、婦聯組織に職員として勤務するスタッフも幹部となる。しかし、婦聯組織に勤務するスタッフ全員が幹部であるかという点、そうではないようである。というのは、婦聯組織のなかで肉体労働者(運転手、清掃員などの「工勤人員」)も勤めているが、これについては幹部としての処遇がなされていないからである。婦聯組織の幹部は、みなし公務員の待遇を受けており、幹部の定員、給与、職階などの取り決めにおいて公務員法(2005年4月27日採択、2006年1月1日施行)に準ずるとされるが、ここでは上記の肉体労働者「工勤人員」は除外されている(「工会、共青团、婦聯等人民団体と群衆団体機関が中華人民共和国公務員法を参照して管理を行う意見(組通字〔2006〕28号)」参照)。

⁸⁰ 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』(中国統計出版社、2011年)926頁参照。やや古いデータではあるが、1994年の幹部総数86053(86107)人のうち、中央は1074人、省レベル(30)は2275人、地クラスの市レベルは5193人、県レベルは15073人、郷鎮・街道以下レベルは62492人を占めているとされる(中華全国婦女聯合会婦女研究所＝国家統計局社会与科技統計司編『中国性別統計資料(1990-1995)』(中国統計出版社、1998年)442頁参照)。末端の村になると職員は1人がほとんどであるため、中央-省-市-県-郷鎮・街道の職員構造は逆ピラミッドの形を成している。

⁸¹ 中華全国婦女聯合会規約(2013年10月31日一部修正)を指す。なお、これ以外の旧規約については、採択された年を冠してそれぞれを示すことにする。た

れる資質について検討してみよう。

「規約」34条によれば、婦聯幹部は「①しっかりと政治的立場を持つこと、②勤勉であること、③職務に忠実に励むこと、④品行方正であること、⑤法律と規則を守ること」に努めなければならないとされる。ここでいう①の「政治的立場」とは、「一定レベルのマルクス主義理論を習得し、鄧小平理論と三つの代表を重要な指導思想として堅持し、科学的発展観を貫徹・実行し、党の基本路線・方針・政策を執行すること」（34条1号）を指している。したがって、このような規定が設けられていることによって、幹部には党の指導に対して忠実に従うことが真っ先に求められていることがわかる。しかも、この条項は2008年に「規約」を改正した際に新たに追加されたものであり、その追加理由として、「幹部全員に対する党中央の新たな要求であるとともに、時代的发展の需要にも適うものである」との説明を全国婦聯は与えている⁸²。

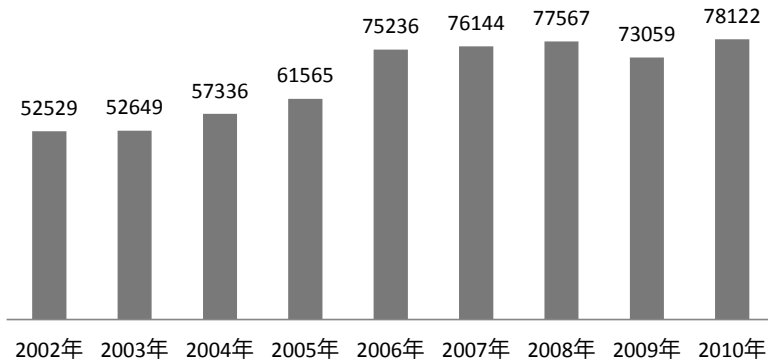
このような婦聯幹部に対して求められる資質について、「規約」のなかで具体的に列挙したのは、1983年「規約」（1983年9月12日一部改正）以来、2回目のことである。

1983年「規約」をふり返ってみると、その28条において、婦聯幹部は「①革命事業に情熱を持ち、婦女・児童に関する仕事を愛し、婦女・児童の合法的な権利利益を守り、婦女・児童のために奉仕すること、②勉学に努力し、思想や知識のレベルを高め、婦女・児童のために奉仕する専門知識を習得すること、③懸命に仕事をし、現実を把握し、調査・研究を行い、大衆と結び、各方面の関係者を動員し活動を展開すること」に努力しなければならないと定められている。そこでは、婦聯幹部の政治的立場、品行および遵法精神についての特別な規定は設けられていない。どちらかと言えば実務的な能力が求められていたといっていよう。そして、まさにこの点において、2008年・2013年の「規約」の定めと比較すると大きな相違がみられる。つまり、1983年「規約」は本来の業務

たとえば、1983年「規約」のような具合である。

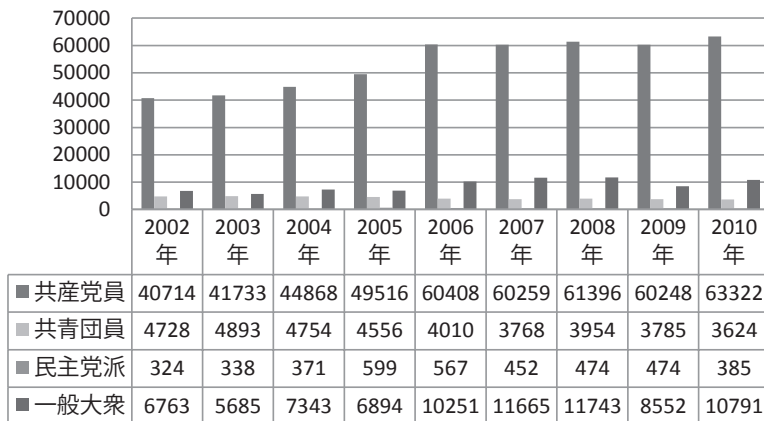
⁸² 「中華全国婦女聯合会規約の修正案に関する説明」（2008年11月1日）<http://www.women.org.cn/zdzt/zdbd/zgfnsyd/ljfdh/dqj/dqjwj/486804.shtml>（最終閲覧日2014年7月16日）参照。

図表1-2 婦聯組織の幹部総数の推移 (2002～2010年)



出典：中華人民共和国国家統計局『中国統計年鑑』2003～2011年の各年の「婦聯幹部情況」を参照の上、作成した。(単位：人)

図表1-3 婦聯幹部の党派別構成 (2002-2010年)



出典：中華人民共和国国家統計局『中国統計年鑑』2003～2011年の各年の「婦聯幹部情況」を参照の上、作成した。(単位：人)

執行に必要な実務的な能力を求めているのに対し、2008年・2013年「規約」は政治的立場や品行方正、遵法精神のような心構えを求めているわけである。このことは、婦聯幹部が、党の指導する現行体制が滞りなく維持

されるかどうかの鍵を握る存在として強く認識されていることの現れとしてみることができよう⁸³。

また、このような変更は、これまでの経済成長の一辺倒による弊害（格差、不平等、政治腐敗など）を是正するために、2007年の中共17回大会で胡錦濤が提唱した「科学的発展観」と「和諧社会」の建設というスローガンを具現化したものとして推測することができる。このように、党は、その時々政治事情に合わせて指導方針を変更しており、婦聯もそれに応じてみずからの行動様式を党の方針に重ね、その忠実な執行者としての役割を果たしてきた。「幹部全員に対する党の新たな要求」と言う表現の背景には、まさにこうした事情があったわけである。

（2）人事制度

婦聯組織の幹部は、みなし公務員としての待遇を受けており、定員、給与、職階などの取り決めについては、公務員法（2005年4月27日採択、2006年1月1日施行）に準ずるものとされる⁸⁴。ただし、各クラス婦聯に属する事業単位⁸⁵に勤める職員については、みなし公務員の対象にはな

⁸³ 幹部の登用基準としてよく挙げられるのは、政治的思想[紅]と業務の専門性[專]の2要素であるが、時期によって双方がみられたときがあれば、そのどちらの片方だけが重んじられたときもある。たとえば、文革期には政治的態度がより重要視されたという。だが、いつの時代も、党中央が決定する重要幹部のほとんどが党員であることは変わらない。毛利和子『現代中国政治——グローバル・パワーの肖像（第3版）』（名古屋大学出版会、2012年）194～196頁参照。

⁸⁴ 中共中央による「工会、共青团、婦聯等人民団体と群衆団体機関が中華人民共和國公務員法を参照して管理を行う意見」（組通字〔2006〕28号）を参照されたい。

⁸⁵ 事業単位とは、社会的公益のために、国家機関により開設またはその他組織が国有資産を利用して興した、教育、文化、衛生などの活動に従事する社会的サービス組織を指す。事業単位登記管理暫行条例（國務院令411号、2004年6月27日公布・施行）2条1項参照。全国婦聯直属の事業単位には、婦女研究所、中国婦女雜誌社、中国婦女報社、中国児童中心、中国婦女活動中心、中華女子学院、中国婦女出版社などの15の事業体がある（中国婦女網 <http://www.women.org.cn/> 参照（最終閲覧日2014年7月16日））。

らないことになっている⁸⁶。

また、婦聯幹部の主たる供給源は、新卒の学生をはじめ、教育・科学技術・文化・衛生の系列の部署に務める公務員の人事異動によっている⁸⁷。婦聯幹部の任用制度に関する特別な規定を「規約」は設けていないが、婦聯業務に関するハンドブックにしたがえば、各クラス婦聯の指導部メンバー〔領導班子成員〕の任用は同クラスの党委員会⁸⁸の管理下に置かれており、上級クラス婦聯の党グループ⁸⁹は、党委員会の幹部管理に協力する〔協管〕とされている⁹⁰。それゆえ、このような管理システムを通じて任用された幹部は〔党管幹部〕と称され、その人事権は〔党管幹部〕という原則の下、党によって完全に掌握されている。

この〔党管幹部〕の原則は、建国前から事実上形成されており、建国後になって正式に運用されるようになったとされる⁹¹。また、中共中央

⁸⁶ 全国婦聯組織部編著・前掲注37) 33頁参照。

⁸⁷ 以下、目安としてある統計を提示しておこう。調査によると、母数1488名の婦聯幹部のうち、公務員（異動を含む）と学生からのリクルートの割合が46.9%占めている。また公募と公務員試験により婦聯に採用されたのは全体の20%、配属と人事異動によるものが73%を占めるとされる。丁娟「婦聯幹部対婦聯組織の認知と評価——關於婦聯組織能力建設狀況的調查研究」中華女子学院学報2008年1期80頁参照。なお本調査は、江蘇省、山東省、内モンゴル自治区、江西省、浙江省の地クラス以下の婦聯組織の幹部1488名（うち女性1414名、男性74名）を対象に行われたアンケート調査である。

⁸⁸ 各クラスの行政区域に設置されている中国共産党の機構として、党委員会を軸とする集団指導体制を採っている。各クラスの党委員会は同クラスの最高意思決定機関でもある。天児慧ほか編・前掲注22) 926頁〔唐亮〕参照。

⁸⁹ 中国共産党以外の組織の指導機関に設置される党の指導機構である。〔党組〕と呼ぶ。社会のあらゆる機関・団体において自らの指導を貫徹するために、事実上これらの組織の最高指導機構として機能する。各クラスの党委員会は党グループの書記と副書記、そのメンバーを任免し、各機関の党グループはその同クラスの党委員会の指導に従って党の政策を実施する。天児慧ほか編・前掲注22) 197頁〔安藤正士〕、942頁〔唐亮〕参照。

⁹⁰ 全国婦聯組織部編著・前掲注37) 34頁参照。

⁹¹ 于学強『中国幹部選抜の問題と対策研究』（中国社会科学出版社、2009年）78～93頁参照。なお、この部分の歴史的記述は基本的に同書に基づいて行うことにする。

により出された「幹部管理業務を強化することに関する決定」（1953年11月24日）⁹²は「党管幹部」の原則を実質的に運用した公文書として、そこではいわゆる「分部（部門ごと）・分級（クラスごと）」管理方式が採用されている。分部管理とは、すべての幹部を軍事、文化教育、工業計画、財政貿易、交通運輸、農林水利、統一戦線、政法、大衆活動その他の9つの部門に分け、それぞれに対応する党委員会の関係業務部門〔対口部（カウンターパート）〕が管理することである。「分級管理とは、中央および地方各級の党委員会のあいだの、各級ごとの幹部管理についての分業制度を定めたものである」⁹³。また、党中央は1955年に「中共中央が管理する幹部職務名称表」を出し、党中央が管理すべき幹部について明確な区分を行った。ここでは、幹部の任免、移動についてはすべて党中央の同意が必要であるとされた。同年9月には、中共中央による「中央が管理する幹部の任免手続きについての通達」が出され、「国家機関と大衆団体系統の幹部の任免は、党中央が任免を正式に決定し通知を出したあと、国家機関と大衆団体が党中央の決定にもとづいて、当該系統自身の任免手続きを行う」との規定が置かれ、各地区・部門に対してそれぞれが管理する職務名称表を速やかに決定するよう促された⁹⁴。

このような幹部に対する「分部・分級」管理方式は、「党管幹部」の原則下で行われ、この時期から党の幹部に対する管理は中央から地方まで隔々に浸透していったことを確認することができる。「分部・分級」方式による「党管幹部」の原則は、党による一元的な指導を可能にし、地方をコントロールするための手段にもなっていった。

さらに、1980年に中共中央組織部は「中共中央が管理する幹部職務名称表を新たに公布することに関する通知」を出し、そこでは「すべての幹部が党の幹部であり、その職務区分に基づき、中央と各部門の党委員会、党グループまたは所属先の党組織が責任をもって（幹部を）管理し

⁹² 中共中央組織部＝中共中央党史研究室＝中央档案馆編『中国共産党組織史資料9巻（下）』（中共党史出版社、2000年）187頁以下参照。

⁹³ 田中信行「中国——『党政分離』と法治の課題」近藤邦康＝和田春樹編『ベレストロイカと改革・開放——中ソ比較分析』（東京大学出版会、1993年）249頁参照。

⁹⁴ 毛利和子・前掲注83）195～196頁参照。

なければならない」と指示した。こうして「分部・分級」方式の「党管幹部」の原則はさらに強化されるようになった。ここで、党による「管理」には強いコントロールの意味合いが含まれており、実質的には中央が任免権を掌握することを指していることは言うまでもない。こうした管理方式が、結果的に幹部選抜の過程において強い集権的な意識を芽生えさせたともいわれている所以である⁹⁵。

〔党管幹部〕の原則にしたがえば、「幹部の補充、任用、育成・訓練、審査、監督、賞罰、配置転換、給与、福祉・厚生、退職・休職等の諸制度」については、党が管理することになっている⁹⁶。ここで言われる幹部とは共産党員に限定されず、およそ幹部であればすべてがその管理の対象となる。それゆえ、婦聯幹部も当然ながら〔党管幹部〕原則の下で管理を受けることになる。

婦聯業務のハンドブックによれば、婦聯幹部の人事に関する取り決めとして選任制と委任制の2種類が併用されている。すなわち、各クラスの党委員会は同クラス婦聯の指導部メンバー（主席・副主席および党グループ書記・副書記・メンバー）を選任し、その他の一般幹部の任用は各クラス婦聯に委任されている。前者については任命ポストとし（党の任命）、後者については承認ポスト（党の承認）として扱われている⁹⁷。

また、各クラス婦聯の指導部メンバーの管理については、同クラスの党委員会が主に管理し（主管側）、上級婦聯の党グループはそれに協力する（協管側）ことになっている。各クラスの地方党委員会とその1級上の婦聯党グループは、「十分な協議を行う」よう求められている⁹⁸。し

⁹⁵ 于学強・前掲注91) 81頁参照。また、このような党中央による幹部の管理方式は、旧ソ連のノメンクラトゥーラにならったものとして、一党独裁政治において重要な役割を果たしたとされる（毛利和子・前掲注83) 196頁参照）。

⁹⁶ 中村桜蘭「中国の幹部管理体制（1949～1953）」アジア研究38巻2号（1991年）39頁参照。

⁹⁷ 全国婦聯組織部編著・前掲注37) 34頁参照。なお、ナショナルセンターの全国婦聯の指導部メンバーは、中共中央が直接管理するとされる（中国社会主義学院他編『中国共産党党内法規制度手冊』（紅旗出版社、1997年）536～539頁参照）。

⁹⁸ 全国婦聯組織部編著・前掲注37) 34頁参照。

かしながら、実質的な人事権を有しているのは、あくまでも各クラスの地方党委員会であり、こうした管理システムは共産党の国家統治という目的を達成するにあたってきわめて重要な役割を果たしている⁹⁹。

4 ナショナルセンターの基本状況

婦聯組織は、ナショナルセンターである全国婦聯を頂点に、そのネットワークが全国各地に形成されていることは前述した通りである。婦聯組織のすべての活動はナショナルセンターによって発起され、[通知]¹⁰⁰・[決定]¹⁰¹・[意見]¹⁰²などという公文書の形で各省・自治区・直轄市および関係中央レベルの行政機関・人民団体などにある女性関係部局へと送られ、そこからさらに下級組織へ伝えられるといったトップダウンの仕組みを採用している。

公文書にはそれぞれ[婦字(年)〇〇号]または[婦庁字(年)〇〇号]という番号が付され、そのすべては全国婦聯の内部に設置される事務局[辦公庁]によって作成され公表されている。また、公文書は、業務連絡を含めて主に婦聯自体の諸活動に関する指令や、活動参加者・組織に対する表彰・評価、全国婦聯主催の各種会議の招集、主席・副主席・党グループ書記などの指導的地位にある有力者による講話精神の伝達、他の行政部署と連名で出す政策や規定の配布などが含まれる。全国婦聯の

⁹⁹ このように地方の隅々に張り巡らされたネットワークは体制の安定維持に大きな役割を果たしていると言っても過言ではない。毛利和子・前掲注83) 200頁参照。

¹⁰⁰ 下級機関の公文書の転送、上級機関と隷属関係のない機関の公文書の配布、下級機関に処理を求める事項および関係部門に周知または執行する必要のある事項の伝達、人事の任免に適用する公文書である。国家行政機関公文処理辦法(2000年8月24日公布、2001年1月1日施行)9条5号参照。

¹⁰¹ 重要な事項または重大な行動について調整があった場合、関係部門および人員に対する賞罰、下級機関の不適当な決定事項を変更または取消する場合において適用する公文書である。国家行政機関公文処理辦法9条2号参照。

¹⁰² 重要な問題に対して見解と処理方法を提出する場合に使われる公文書である。国家行政機関公文処理辦法9条11号参照。

ホームページ¹⁰³に公開された、1999年から2010年までの「婦字」公文書275通を調べた結果、通知は258通で全体の93.8%を占めている。また「婦字」公文書408通のうち、通知は204通、決定は129通、意見は58通、その他が17通占めている。このように公文書の中には党の関係機関、下級の婦聯組織およびその他の行政官庁への通知がもっとも多く、これを通じて上は党中央、國務院および関係行政官庁、下は各省・自治区・直轄市の婦聯事務局へと意思伝達が行われ、縦横に交錯する情報ネットワークが形成された。その結果、会議・公文書「文件」・業務報告表「報表」の多い「三多」現象をも生み出し、その運営方式は極めて官僚的で、形式的であるとの指摘もみられる¹⁰⁴。

上記の公文書进行处理する事務局以外に、全国婦聯にはそれぞれ異なる機能を果たす6つの部局、党グループ、離退職幹部処が設けられている。また、國務院婦女兒童工作委员会の事務室が全国婦聯の中に設置されており、その庶務に関わる業務が受け持たれている。それぞれ組織（連絡）部、宣伝部、婦女發展部、権利利益部、兒童工作部、國際連絡部である。これらの部局の機能については、以下の図表1－4を参照されたい。

図表1－4 全国婦聯の内部機構の設置状況¹⁰⁵

部署名	内部構成および主な業務内容
事務局	－全国婦聯における内外調整、政務サービス、事務管理を行う。 －女性や兒童の發展に関する理論・政策研究や調査活動の組織・展開。 －情報ネットワークを立ち上げ重要な公文書・原稿を起草・配信・保存するなど。 －財政、統計、監査、資産などの運営や管理；雑誌『中国婦運』の編集と発行など。
組織（連絡）部	－全国婦聯所属の幹部とその直属機関の指導幹部の管理。 －機構・編制¹⁰⁶・職務・給与・研修・出国の政治審査¹⁰⁷などの人事教育に関わる業務。 －省・自治区・直轄市婦聯の指導幹部の関係業務への協力管理。 －関係部門と協力して女性幹部の養成事業を行う。 －婦聯組織の構築、社会各界の女性組織と連絡し指導を行う。 －国内外の女性名士と友好関係を結ぶなど。

¹⁰³ 中国婦女網 <http://www.women.org.cn/wenjianku/fulianfile.jsp> を指す。

¹⁰⁴ 徐家良『制度、影響力と博弈——全国婦聯与公共政策制定』（中国社会出版社、2003年）98～99頁参照。

¹⁰⁵ 全国婦聯組織部編著・前掲注37）14～32頁参照。

¹⁰⁶ 入党、入隊、入学、幹部就任、出国などの際に行われる思想性、政治性についての審査のことをいう。

中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割（１）

宣伝部	- 党の路線・方針・政策やマルクス主義婦女観と男女平等を宣伝する。 - 女性の思想状況を調査研究し教育を行う。 - 確固たる政治的立場および五好文明家庭創建活動などを展開する。 - 婦聯系統の機関誌の発行や世論に対する監督を強化;三八紅旗手の評価・表彰を行う。
婦女發展部	- 女性に経済建設や社会發展に参加するよう組織・動員する。 - 地方婦聯による女性の職業技能訓練などを指導する。 - 「双学双比」や「巾幗建功」を通じて女性の自立を図るなど。
権利益部	- 人民大衆からの苦情「来信来訪」や訴えを受け付け処理する。 - 必要に応じて被害女性のために法律支援や社会的なサービスを行う。 - 全国婦聯を代表して女性や児童の関係法政策制定・改正に参加する。 - 法律宣伝活動をし、地方婦聯の女性・児童関係の権利擁護事業を指導する。
児童工作部	- 児童に関わる法政策の制定過程に参加し、関係法律を宣伝する。 - 女児に関する事業を展開しより良い發展を促す。 - 婦聯組織の児童施設および児童活動基地の設立を指導する。 - 家庭教育事業の調整やサービスを行い、児童に対する学外教育を展開・推進するなど。
国際連絡部	- 全国婦聯やその直属機関の渉外事務を担当する。 - 海外の女性・児童関係の組織と交流し、国連開催の女性・児童関係の会議に参加する。 - 国際共同開発資源を誘致し共同プロジェクトを立ち上げる。 - 海外の女性や児童状況を把握し、対外宣伝資料や国際女性の運動情報誌を編纂する。
機関党委員会	- 全国婦聯とその直属機関の党員を組織し、機関の紀律委員会の業務を指導する。 - 機関における工会、共青团および婦女委員会の業務を指導する。 - 精神文明建設委員会辦公室の業務を受け持つ、など。
OB 幹部処	- OB 幹部の研修などの政治活動を組織し、各種福祉関係の業務を担当する。 - 関係部門とともに OB 幹部の葬儀などの善後策を講じる、など。
国务院婦女児童工作委員会辦公室 ¹⁰⁸	国务院婦女児童工作委員会の日常業務を担当する、など。

¹⁰⁷ 人員や資金等が国家によって割当分配が行われる制度として、計画経済体制の時期から実施されてきた。

¹⁰⁸ ここでの国务院婦女児童工作委員会辦公室は、1990年2月22日に設立された国务院婦女児童工作協調委員会を改名したものである。設立当時は全国婦聯の主導の下で活動が展開されていたものの、現在は国务院の責任の下で女性や子どもに関する事業を展開している。1993年8月4日、国务院婦女児童工作協調委員会は国务院婦女児童工作委員会に改名し、国务院の責任の下にある議事調整機構となった。政府の関係部門が女性や子どもに関する法律や政策などの執行を調整・推進し、婦女児童事業を發展させることを目的とする。その構成メンバーは、政府の行政官庁や人民団体など33の部門が参加し、事務局は全国婦聯の中に設置されている。委員会の執行部は、主任1名と副主任3名から構

5 小括

以上、婦聯組織の全体像を把握するために、組織の構成、性格および法的位置付け、さらに組織の担い手といった順に歴史的、政治的、法的という多方面から検討してきた。その際に、婦聯の「規約」や関連法規定、統計資料などを材料として用いた。婦聯は、ナショナルセンターを頂点に行政区域ごとに設置され、女性たちの権利利益を代弁する唯一の公認団体として党・政府と女性の間を往復しながら様々な活動を展開してきた。これを可能にしたのは、いうまでもなく婦聯が有する特殊な政治的、法的地位にほかならない。

共産党政権は設立当初から現在に至るまで自らの政治的基盤を強化する手段として、終始大衆政党としての路線を歩み続けてきた。そして婦聯には共産党と女性たちを連繋する仲介組織として、党の方針の実行を手助けするアシスタントの役割が与えられてきた。実際、このような仲介組織がなければ、共産党は大衆から乖離離脱するようになると思われ、とりわけ女性大衆という支持基盤を失ってしまうことになったであろう。

また、家父長制など封建的束縛から脱出するにあたって、女性たちが共産党の打ち出した男女平等政策に大きな魅力を感じたことは確かであろう。全国婦聯は、まさにそういう党と女性のそれぞれの需要を反映するために生まれた中国特有の組織であり、共産党の現行体制を維持していくのに重要な政治的役割を果たしてきた。共産党の管轄にある組織として、一貫して党の指導を受け入れてきたという意味で、婦聯は政治的性格を濃厚に帯びていると同時に、徐々に政府の影響による行政的機能をも持ち合わせた組織へと発展し進化を遂げていくようになった。

こうした現象は、全国婦聯が共産党内や政府内に権力を拡大していくことで可能になったわけだが、婦聯は政治的正当性のみならず、国の立法過程や政策決定の場にも参加できると定められた法的地位をも獲得するに至った。そして、行政の末端や社会の企業にまで展開される婦聯のネットワークの存在は、党や政府が自らの方針・政策を上から下へと伝

成される。日常的な事務処理は、全国婦聯に設置された事務局によって行われ、事務局長は全国婦聯の副主席・第一書記が担当している。

達するもっとも便利なツールとなった。逆に社会の女性の意思を党や政府へと報告することで、婦聯は党や政府にとって把握することが困難な、女性の現状とニーズを捉えることができるようになった。とはいえ、婦聯が党や政府の統治が社会の隅々まで行きわたる巨大なシステムの形成に寄与することになったことも確かであろう。それゆえ、こうなってくると、個々の女性の問題が個人的な問題として完結できるものではないことから、婦聯ネットワークを的確に利用する必要性は増す一方である。だが、そこでは、国家という巨大な共同体へと回収されないよう注意を払いながら、それでも婦聯を利用していくといった姿勢が求められることになるだろう。

（未完）

〔付記〕本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文「中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割」（2013年3月25日学位授与）を加筆・修正したものである。執筆・加筆・修正にあたって、科学研究費の「研究活動スタート支援（2012～2013年度）」（課題番号：24830001）および「若手研究（B）（2014～2016年度）」（課題番号：26780001）の援助を受けた。